

火薬類申請手続等の手引

(令和8年7月15日改正)

鳥 取 県

目次

第1	この手引について	1
第2	凡例	1
第3	手続き等	1
1	製造	1
	(1) 製造事業を行うとき	1
	(2-1) 製造施設の位置や構造、設備を変更するとき	2
	(2-2) 変更が軽微なものにとどまる場合の特例	3
	(3) 製造施設が完成したとき	4
	(4) 製造事業を廃業するとき	4
2	販売	5
	(1) 火薬類の販売事業を行うとき	5
	(2) 火薬類の販売事業に係る年次報告	5
	(3) 許可を得ている火薬類の販売事業の内容に変更があったとき	6
	(4) 火薬類の販売事業を引き継いだとき	6
	(5) 火薬類の販売事業を廃業したとき	7
3	貯蔵	7
	(1) 火薬類を保管するとき	7
	但し、一定数量以下の火薬類であれば、庫外貯蔵が認められる場合があります詳細は、「3 (10) 火薬類を火薬庫以外で貯蔵するとき」を参照してください。	8
	(2) 火薬類に係る年次報告書	9
	(3-1) 火薬庫の構造や設備を変更しようとするとき	9
	(3-2) 変更が軽微なものにとどまる場合の特例	10
	(3-3) 火薬庫設置等許可申請書の記載事項に変更があったとき	10
	(4) 火薬庫の工事が完成したとき	11
	(5) 火薬庫の譲渡又は引き渡しがあったとき	12
	(6) 火薬庫の保安検査	12
	(7) 火薬庫の定期自主検査について	13
	(8) 火薬庫の使用を休止したとき	14
	(9) 火薬庫を廃止したとき	14
	(10) 火薬類を火薬庫以外で貯蔵するとき	15
	(11) 火薬庫外貯蔵場所指示事項申請書の記載事項に変更があったとき	15
	(12) 火薬庫外貯蔵場所を廃止するとき	16
4	火薬類の譲渡と譲受	16
	(1) 火薬類を譲り渡すとき	16
	(2) 火薬類を譲り受けるとき	17
	(3) 火薬類の譲り受けの許可と消費の許可を同時に申請するとき	19
	(4) 譲渡（譲受）許可証の記載事項に変更があったとき	19

(5) 譲渡（譲受）許可証の再交付を求めるとき	20
(6) 合併や相続などにより火薬を所持することとなった場合.....	20
5 運搬	21
6 火薬類の輸入	22
(1) 火薬類を輸入しようとするとき	22
(2) 火薬類を実際に輸入したとき	22
7 火薬類の消費	23
(1) 火薬類を爆発させたり燃焼させたりするとき	23
(2) 花火大会などを催すとき	25
(3) 消費許可申請書の記載事項に変更があったとき	27
8 火薬類の廃棄	27
9 保安	28
(1) 危害予防規程の制定.....	28
(1－2) 変更の工事が軽微なものであるときの危害予防規程の変更.....	29
(2) 保安教育計画の認可.....	29
(3) 保安責任者免状の交付・再交付及び書換え	30
(4) 火薬類保安手帳等の交付等や講習会の実施	30
(5) 事故が発生した場合の措置など	30
申請、届出又はお問い合わせ先の一覧.....	32
別紙第1 庫外貯蔵することができる火薬類の数量	33
別紙第2 火薬庫外貯蔵場所の設置基準.....	34
別紙第3 火薬類を所持することができる場合	35
別紙第4 工事業等が火薬類譲受許可等を受ける際の添付書類一覧	36
別紙第5 運搬に関する技術上の基準.....	39
別紙第6 煙火の消費基準	41
別紙第7 各種帳簿の備付け及び報告書等	45
様式第1（規則第2条関係）	46
様式第2（規則第6条関係）	47
様式第3（規則第6条関係）	48
様式第4（規則第7条関係）	49
様式第5（規則第8条、第14条関係）	50
様式第6（規則第10条関係）	51
様式第7（規則第13条関係）	52
火薬庫工事設計明細書（例）	53
様式第8（規則第14条の2関係）	54
様式第9（規則第35条関係）	55
様式第10（規則第36条関係）	56
様式第12（規則第38条の2関係）	57
様式第13（規則第39条関係）	58
様式第14（規則第41条、第42条関係）	59

様式第16（第42条関係）	60
様式第17（第43条関係）	61
様式第18（規則第44条の2関係）	62
様式第20（第44条の3関係）	63
様式第21（第44条の4関係）	64
様式第25（第44条の14関係）	65
様式第26（第44条の14関係）	66
様式第27（規則第46条関係）	67
様式第28（規則第47条関係）	68
様式第29（規則第48条関係）	69
様式第30（規則第65条関係）	70
様式第50（規則第90条の2関係）	71
（規則第67条の2関係）（鳥取県様式）	72
様式第1号（第2条関係）	73
様式第2号（第3条関係）（鳥取県様式）	74
様式第3号（第4条関係）（鳥取県様式）	75
様式第4号（第5条関係）（鳥取県様式）	76
様式第5号（第5条関係）（鳥取県様式）	77
様式第6号（第5条関係）（鳥取県様式）	78
様式第7号（第5条関係）（鳥取県様式）	79
様式第8号（第5条関係）取県様式）	80
様式第9号（第5条関係）（鳥取県様式）	81
様式第10号（第5条関係）（鳥取県様式）	82
様式1（新規一知事免状用）（全火協様式）	83
様式9（書換一知事免状用）（全火協様式）	84
様式10（再交付一知事免状用）（全火協様式）	85
別記様式第一（第2条関係）	86
別記様式第二（第2条関係）	87
申立書	88

火薬類¹の取り扱いに係る主な手続き

区分		必要な手続き	提出先	備考	参照
製 造	煙火 ² の製造事業を営むとき(法 3、令 16) ※火薬の製造には経済産業大臣の許可が必要	火薬類製造営業許可申請 (様式第 1)	知事	分解 ³ 、変形 ⁴ 又は修理 ⁵ を含む。 製造施設の完成検査が必要 製造量により許可不要の場合がある(法 4、規 3)。	
	煙火の製造施設を移転したり施設の構造や設備を変更したりするとき (法 10 I、令 16 I) ※火薬の製造施設の移転等には経済産業大臣の許可が必要	火薬類製造施設等変更許可申請 (様式第 4)	知事	製造施設の変更の工事の完成検査が必要 煙火の製造施設の変更が軽微なものにとどまるときは 届出でよい(法 10 II、令 16 I)	
	煙火の製造事業を廃止したとき(法 16 I、令 16 I) ※火薬の製造事業を廃止したときは経済産業大臣への届出が必要	火薬類製造営業廃止届 (様式未制定)	知事		
販 売	火薬類の販売事業をしようとするとき(法 5)	火薬類販売営業許可申請(様式第 6)	知事	販売事業には常に許可が必要	
	火薬類の販売事業を廃止したとき(法 16 I)	火薬類販売営業(火薬庫)廃止届 (鳥取県様式第 2 号)	知事		
貯 蔵	火薬庫の設置又は移転(法 12 I、規 13)	火薬庫設置等許可申請 (様式第 7)	知事	火薬類は火薬庫で貯蔵しなければならない。 製造量により許可不要の場合がある(規 15)。	
	火薬庫の構造や設備を変更しようとするとき(法 12 I、規 13)	火薬庫設置等許可申請 (様式第 7)	知事		
	火薬庫の軽微な変更(法 12 II、規 14)	火薬庫軽微変更届 (様式第 5)	知事		
	火薬庫を譲り受けたとき(法 12 の 2)	火薬庫承継届(様式第 8)	知事		
	火薬庫の廃止(法 16 II)	火薬類販売営業(火薬庫)廃止届 (鳥取県様式第 2 号)	知事		
	庫外貯蔵	火薬庫外貯蔵場所指示申請 (消防局の定める様式)	消防局 ⁶	一定数量以下の場合は、火薬庫での貯蔵が不要(法 11 I 但)	
譲 渡 譲 受	火薬類を譲り渡すとき(法 17 I)	譲渡許可申請 (消防局の定める様式)	消防局	販売事業者が火薬を販売する場合は許可不要 譲渡目的等により許可不要の場合がある(法 17 I 但)。	
	火薬類を譲り受けるとき(法 17 I)	譲受消費許可申請 (消防局の定める様式)	消防局	火薬を買い受ける場合も許可が必要 譲受の目的等で許可不要の場合がある(法 17 I 但)。	
運 搬	火薬類を運ぶとき(法 19 I)	運搬届(様式未制定)	警察	陸送の場合のみ。船や飛行機で運ぶときは別の規制がある。 輸送量により許可不要の場合がある(法 19 I 但)。	
輸 入	火薬類を輸入しようとするとき(法 24 I)	火薬類輸入許可申請(様式第 27)	知事		
	許可を受けて火薬類を実際に輸入したとき	火薬類輸入届(様式第 28)	知事		
消 費	火薬類を爆発させたり燃焼させたりするとき(法 25 I、規 48)	消費許可申請(消防局の定める様式) 煙火消費許可申請(消防局の定める様式)	消防局	猟銃用のものを除く。 消費目的等により許可不要の場合がある(法 25 I 但)。	
	猟銃用の火薬類を使用するとき(法 50 の 2)	消費許可申請(様式未制定)	警察	消費目的等により許可不要の場合がある(法 25 I 但)。	
廃 棄	不要となった火薬を処分するとき(法 27)	火薬類廃棄許可申請(様式第 30)	知事		

※消防局の定める様式については、各消防局にお問い合わせください。

-
- ¹ 火薬類には、火薬のほか、爆薬や煙火などが含まれる。火薬及び爆薬に係る手続きと煙火に係る手続きとは区別されている場合がある。
- ² 煙火とは、火薬や爆薬を使用して鑑賞、信号又は観劇等の効果の目的に供するために加工されたもので、発煙筒や照明筒、競技用雷管、花火などがこれに該当する。玩具に供されるがん具煙火も、これに含まれる。
- ³ 分解とは、火工品から、内蔵された火薬、爆薬又は火工品に組み込まれている火工品を単体として取り出すことをいい、適用除外の火工品であっても、これを分解する行為は火薬の製造に当たり、火薬類取締法の適用を受ける。
- ⁴ 変形とは、火薬類の実質に変化を加えない加工をいう。ダイナマイトを小分けする行為は一般に消費とされるが、反復継続して行えば変形として、火薬類の製造行為とみなされることがある。
- ⁵ 修理とは、火薬類の実質に変化を加える加工をいう。
- ⁶ 消防局における手続きは、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 11 年条例第 35 号）に基づき掌理されることとなった事務である。

第1 この手引について

この手引は、鳥取県内における火薬及び爆薬並びに煙火を含む火工品（以下、「火薬類」という。）の取扱いに関し、火薬類取締法令に定めのある保安上必要な措置及び手続きについてとりまとめたものです。

第2 凡例

法	： 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）
鳥獣保護法	： 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
令	： 火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）
内閣府令	： 火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和35年総理府令第65号）
規	： 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）
細則	： 火薬類取締法施行細則（昭和61年鳥取県規則第34号）
徴収条例	： 鳥取県手数料徴収条例（平成12年条例第37号）

第3 手続き等

1 製造

（1）製造事業⁷を行うとき

ア 手続きのあらまし

火薬類の製造（分解、変形又は修理を含む。以下同じ。）には許可が必要です。☞ 法3、令16
火薬類のうち、煙火は、鳥取県知事の許可を受けて製造することができます。

（その他の火薬類の製造の許可申請は経済産業省中国四国産業保安監督部に行ってください。）☞ 令17

但し、火薬類の製造目的や製造量により、許可なく製造を行うことができる ☞ 法4但、規3
場合があります。

※許可なく火薬類を製造できる場合の例

製造を行おうとする場合	製造量
理化学上の実験または医療の用に供するために製造する場合	信号焰管、信号火せんもしくは煙火またはこれらの原料用火薬もしくは爆薬にあつては1回につき400g以下、その他のものにあつては1回につき爆薬または爆薬換算200g以下
鳥獣の捕獲もしくは駆除または射的練習の用に供するために販売業者が製造する場合	1日につき実包または空包200個以下
国際的又は全国的な規模で開催される運動競技会（当該運動競技会に先行して試行的に行われる競技会を含む）であつて、次に掲げるものにおける運動競技の審判に従事する者が、射的練習の用に供するために製造する場合 イ オリンピック競技大会 ロ アジア競技大会 ハ 世界射撃選手権大会 ニ アジア射撃競技選手権大会	1日につき実包200個以下
鳥獣保護管理法第9条1項の許可を受けた者若しくは同法第7条の2第2項第5号	1日につき実包または空包100個以下

⁷ 「事業」とは、対価を受け、かつ反復継続して行うものをいう。以下同じ。

に規定する指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者又は同法第55条第1項の登録を受けた者鳥獣の捕獲または駆除の用に供するために製造する場合	
射的練習の用に供するために当該練習者が製造する場合	1日につき実包または空包100個以下
鳥獣の駆逐の用に供するために製造する場合	1日につき空包100個以下

なお、製造事業を営む場合は、原則として、製造した火薬類を保管する火薬庫が必要です。

☞ 法13

また、火薬類のうち、煙火の製造事業者は、帳簿を備置し、所要の報告を行う必要があります。詳しくは、「別紙第7 各種帳簿の備付け及び報告書等」を参照してください。（煙火以外の火薬類の製造に係る報告は、許可を得た産業保安監督部に行ってください。）

☞ 法41,42、規9、84の14

イ 手続きの方法

様式	火薬類製造営業許可申請書（様式第1）
添付書類	①製造保安責任者等選任（解任）届（鳥取県様式第3号） ②事業計画書（製造の目的、製造する火薬類の種類及び説明、製造施設の構造・位置（外部環境も含む）、製造の方法、従業員の員数、所要火薬類又はその原料の調達方法、製品の貯蔵方法、製造所付近の見取図） ③取扱い制限を受ける者に該当しないことへの申立書(参考 p88) ④危害予防規定（別途、県への認可申請が必要です。） ⑤保安教育計画書（別途、県への認可申請が必要です。） ⑥会社にあっては、定款の写し
手数料	1件につき220,000円 （※（1）又は（2）の方法により納入してください。 （1）県HPに掲載のバーコード付き申請書により県庁本庁舎・総合事務所などに設置する窓口で納入する （2）あらかじめ県が発行する納付書により金融機関の窓口、コンビニエンスストアで納入する）
申請時期	煙火の製造を行おうとする日の10日前までに申請してください。
提出部数	1部
申請先	鳥取県危機管理部消防防災課

☞ 徴収条例2(134)

ウ 違反に対する罰則

3年以下の懲役または100万円以下の罰金

☞ 法58②

（2－1）製造施設の位置や構造、設備を変更するとき

ア 手続きのあらまし

火薬類の製造許可を受けた者が、その製造に供する製造施設の位置や構造、設備を変更しようとするときにも許可が必要です。火薬類の製造施設のうち、煙火の製造施設に係るものについては鳥取県知事に申請してください。

☞ 法10 I

但し、次に掲げる例などを参考に、その変更内容が軽微なものであるときは、「（2－2）変更が軽微なものにとどまる場合の特例」を参照の上、変更の工事

☞ 法10 I 但、10 II

が完成した後、遅滞なく鳥取県知事に届け出てください。

(いずれも、煙火以外の火薬類に係る申請や届出は、経済産業省中国四国産業保安監督部で受け付けます。)

☞ 令17

※軽微な変更にあたる例

☞ 規8

- | |
|---|
| ①工室等（工室、火薬類一時置場、日乾場、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場）内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの取替
えの工事
イ 暖房装置
ロ 照明設備
ハ 静電気除去設備
ニ 窓又は出口を構成する扉、錠その他の部材
ホ 排気装置
②土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の取替えの工事
③工室等外の設備のうち、原動機、温湿度調整装置又は手押し車の変更の工事
④製造施設又は設備の撤去の工事 |
|---|

ふし。)mひとくちメモ

土堤が、年月とともに崩落したり、災害によって削られなどして強度が落ちることがあります。この場合、土堤の堤面に土を盛ったり、堤面をコンクリートで固めたりする工事は、ここにいう「軽微な変更」にあたり、届出で差し支えありません。

しかし、これを超えてさらに土堤の外側を補強したりする場合は、軽微な変更ではなく、許可を得る必要のある変更にあたることとなります。

イ 手続きの方法

様式	火薬類製造施設等変更許可申請書（様式第4）
添付書類	変更の概要を記載した書面
手数料	無料
申請時期	煙火の製造施設の変更を行おうとする日の10日前までに申請してください。
提出部数	1部
申請先	鳥取県危機管理部消防防災課

ウ 違反に対する罰則

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

☞ 法59①

（2－2）変更が軽微なものにとどまる場合の特例

ア 手続きのあらまし

製造施設の変更内容が軽微なものであるときは、変更の工事を行ったのち遅滞なく届出が必要です。

☞ 法10Ⅰ但、1
0Ⅱ

(煙火以外の火薬類に係る届出は、経済産業省中国四国産業保安監督部で受け付けます。)

☞ 令17

イ 手続きの方法

様式	火薬類製造施設軽微変更届（様式第5）
----	--------------------

添付書類	変更の概要を記載した書面
手数料	無料
届出時期	変更の工事が完成後速やかに届け出てください。
提出部数	1 部
提出先	鳥取県危機管理部消防防災課

ウ 違反に対する罰則

20 万円以下の罰金

☞ 法61④

(3) 製造施設が完成したとき

ア 手続きのあらまし

煙火の製造許可を受けて製造施設の設置工事を行ったとき、又は製造施設の変更許可に基づいて変更の工事を行ったときは、完成検査を受けて合格しなければ、その製造施設を使用することはできません。

☞ 法15 I II

(煙火以外の火薬類の施設に係るものについては経済産業省中国四国産業保安監督部で申請を受け付けます。)

☞ 令17

イ 手続きの方法

様式	完成検査申請書 (様式第 1 4)
添付書類	なし
手数料	41,000円 (※ (1) 又は (2) の方法により納入してください。 (1) 県HPに掲載のバーコード付き申請書により県庁本庁舎・総合事務所などに設置する窓口で納入する (2) あらかじめ県が発行する納付書により金融機関の窓口、コンビニエンスストアで納入する)
申請時期	工事が完成後速やかに申請してください。
提出部数	1 部
提出先	鳥取県危機管理部消防防災課

☞ 徴収条例2(1
35の2)

ウ 違反に対する罰則

1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

☞ 法59②

(4) 製造事業を廃業するとき

ア 手続きのあらまし

煙火の製造事業の一部又は全部を廃業するときは、鳥取県知事に届出を行ってください。

☞ 法16 I

(煙火以外の火薬類の施設に係るものについては許可を受けた産業保安監督部で届出を受け付けます。)

☞ 令17

イ 手続きの方法

様式	未制定
添付書類	—
手数料	無料
届出時期	煙火の製造事業を廃止後速やかに届け出てください。
提出部数	1 部
提出先	鳥取県危機管理部消防防災課

その他	事業を廃止したときは、許可証を速やかに返納してください。
-----	------------------------------

ウ 違反に対する罰則

20 万円以下の罰金

☞ 法61④

2 販売

(1) 火薬類の販売事業を行うとき

ア 手続きのあらまし

火薬類の販売事業を行うときは、販売事業所ごとに鳥取県知事の許可が必要です。（事業としての販売ではない場合であっても、火薬類を第三者に引き渡すときは、譲渡の許可が必要です。詳細は、「4（1）火薬類を譲り渡すとき」参照）。

☞ 法5

また、火薬類の販売事業を行うときは、販売する火薬類を貯蔵する火薬庫の設置が必要となる場合があります。

☞ 法13

また、火薬類の販売事業者は、帳簿を備置し、所要の報告を行う必要があります。詳しくは、「別紙第7 各種帳簿の備付け及び報告書等」を参照してください。

☞ 法41,42、規1,81の14

イ 手続きの方法

様式	火薬類販売営業許可申請書（様式第6）
添付書類	①事業計画書（占有又は所有する火薬庫の位置、種類、棟数、付近の状況、保安距離、構造設備、貯蔵する火薬類の種類及び最大数量を記載すること） ②取扱い制限を受ける者に該当しないことへの申立書(参考 p88) ③会社の場合は定款
手数料	○競技用紙雷管のみを扱うもの 1件につき25,000円 ○その他のもの 1件につき110,000円 （※（1）又は（2）の方法により納入してください。 （1）県HPに掲載のバーコード付き申請書により県庁本庁舎・総合事務所などに設置する窓口で納入する （2）あらかじめ県が発行する納付書により金融機関の窓口、コンビニエンスストアで納入する）
申請時期	火薬類の販売事業を行おうとする日の10日前までに申請してください。
提出部数	1 部
提出先	鳥取県危機管理部消防防災課

☞ 徴収条例2(1,27)

ウ 違反に対する罰則

3 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金

☞ 法58③

(2) 火薬類の販売事業に係る年次報告

ア 手続きのあらまし

火薬類の販売事業を始めた後は、火薬類の販売事業者は、帳簿を備置し、所要の報告を行う必要があります。詳しくは、「別紙第7 各種帳簿の備付け及び報告書等」を参照してください。

☞ 法41,42、規1
1,81の14表4
項

イ 手続きの方法

様式	火薬類販売報告書（鳥取県様式第4号）
添付書類	なし
手数料	無料
報告期限	年度終了後30日以内に報告してください。
提出部数	1部
提出先	鳥取県危機管理部消防防災課

（3）許可を得ている火薬類の販売事業の内容に変更があったとき

ア 手続きのあらまし

許可を得ている火薬類の販売事業のうち、事業者の名称や販売所の所在地、代表者の住所氏名又は事業計画書の記載事項や定款に変更があったときは、変更内容を鳥取県知事に報告してください。

☞ 法41,42、規1
1,81の14表4
項

なお、許可を得た販売営業の内容のうち、販売する火薬の種類を追加する場合は、新たにその種類の火薬の販売事業について、許可を得る必要があります。

イ 手続きの方法

様式	火薬類販売営業許可申請事項変更報告書（鳥取県様式第5号）
添付書類	なし
手数料	無料
報告時期	変更後速やかに報告してください。
提出部数	1部
提出先	鳥取県危機管理部消防防災課

（4）火薬類の販売事業を引き継いだとき

ア 手続きのあらまし

火薬類の販売事業の承継については法令に定めがないため、火薬類の販売事業を引き継ごうとする者は、その事業を継続するためには新たに許可を得る必要があります。（「2（1）火薬類の販売事業を行うとき」を参照してください。）火薬類の販売事業を営んでいた者の相続人であっても同様です。

ただし、この場合には申請書類の一部を省略することができます。

イ 手続きの方法

様式	火薬類販売営業許可申請書（様式第6号）
添付書類	② 申請人の履歴書及び市町村長の発行する身分証明書 ②取扱い制限を受ける者に該当しないことへの申立書(参考 p88) ③法人にあっては、定款の写し、登記簿抄本 ④相続・遺贈等の事実を証明する書類 ⑤火薬庫承継届（様式第8号）及び承継に係る添付書類 ※火薬庫の承継手続きを参照してください。 ⑥火薬類所有権承継届（鳥取県様式第10号）
手数料	○競技用紙雷管のみを扱うもの 1件につき25,000円 ○その他のもの

	1件につき110,000円 (※(1)又は(2)の方法により納入してください。 (1)県HPに掲載のバーコード付き申請書により県庁本庁舎・総合事務所などに設置する窓口で納入する (2)あらかじめ県が発行する納付書により金融機関の窓口、コンビニエンスストアで納入する)
申請時期	引き継いだ販売営業を行おうとする日の10日前までに申請してください。
提出部数	1部
提出先	鳥取県危機管理部消防防災課

(5) 火薬類の販売事業を廃業したとき

ア 手続きのあらまし

火薬類の販売事業の一部又は全部を廃業したときは、その旨を届け出てください。 ☞ 法16

イ 手続きの方法

様式	火薬類販売営業（火薬庫）廃止届（鳥取県様式第2号）
添付書類	販売営業の許可証
手数料	無料
届出時期	販売営業を廃止後速やかに届け出てください。
提出部数	1部
提出先	鳥取県危機管理部消防防災課

ウ 違反に対する罰則

20万円以下の罰金 ☞ 法61④

3 貯蔵

(1) 火薬類を保管するとき

ア 手続きのあらまし

製造した火薬類や、販売目的や消費する目的で入手した火薬類、運搬中の火薬類など、用途の如何を問わず火薬類を一定期間保管することを貯蔵といいます。火薬類の貯蔵は火薬庫で行わなければなりません。 ☞ 法11

火薬庫を設置するためには、貯蔵する火薬類の区分ごとに定める火薬庫ごとについて、技術上の基準を満たしたうえで、設置の許可が必要です。 ☞ 法12 I 規18-21

また、設置場所を選定する際は、設置後に火薬庫の付近に保安物件が接近して使用できなくなることをないように十分留意してください。

貯蔵火薬類の区分	貯蔵すべき火薬庫
火薬（信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用火薬を除く。）、爆薬（信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用爆薬を除く。）、実包、空包、コンクリート破碎器、導爆線、電気導火線、導火線、導火管及び制御発破用コード	一級火薬庫

☞ 規19

火薬（信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用火薬を除く。）、爆薬（信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用爆薬を除く。）、建設用びょう打ち銃用空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線、導火線、導火管及び制御発破用コード	二級火薬庫
火薬（信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用火薬を除く。）、爆薬（信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用爆薬を除く。）及び火工品（信号焰管、信号火せん及び煙火を除く。）	三級火薬庫
無煙火薬	水蓄火薬庫
実包及び空包	実包火薬庫
火工品（信号焰管、信号火せん及び煙火を除く。）	一級火薬庫
工業雷管、電気雷管、建設用びょう打ち銃用空包、コンクリート破砕器、導爆線、導火線、電気導火線、導火管、導火管付き雷管その他火工品であって経済産業大臣が告示で定めるもの	二級火薬庫
トリニトロトルエン、トリメチレントリニトロアミン及びこれらの混合物並びにこれらを主とする爆薬	水蓄火薬庫
信号焰管及び信号火せん	一級火薬庫
信号焰管及び信号火せん	三級火薬庫
煙火並びに煙火の原料用火薬及び爆薬	一級火薬庫
信号焰管、信号火せん、煙火、コンクリート破砕器、電気導火線及び導火線並びに信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用火薬及び爆薬	煙火火薬庫
がん具煙火（爆発音を出すことを主とするものを除く。）	がん具煙火貯蔵庫
導火線、電気導火線及び導火管	導火線庫

このうち、一級火薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫又は水蓄火薬庫に貯蔵すべき火薬類を、異なる火薬庫に混蔵することはできません。

なお、既に設置されている火薬庫を移転する場合も、新たに火薬庫を設置するのと同様の手続きを行ってください。

但し、一定数量以下の火薬類であれば、庫外貯蔵が認められる場合があります。詳細は、「3（10）火薬類を火薬庫以外で貯蔵するとき」を参照してください。

☞ 法11 I 但
規15

イ 手続きの方法

様式	<u>火薬庫設置等許可申請書（様式第7）</u> なお、二級火薬庫については、その設置許可期間は2年間とします。
添付書類	① <u>火薬庫工事設計明細書</u> ② 火薬庫の位置及び付近の状況図 一級火薬庫及び二級火薬庫については、火薬庫から半径600m以

	内の保安物件について、三級火薬庫については、火薬庫から半径100m以内の保安物件について、それぞれ距離を明示して記入してください。 ③火薬庫の配置図（土提、避雷針を含む。） ④火薬庫の構造図（平面、正面、側面、断面、天井伏図、基礎伏図及び外扉の構造等の図面を含む。） ⑤火薬類の収納図 火薬類を庫内にどのように置くのか具体的に図示してください。 ⑥火薬庫の設置場所が第三者の所有にかかるときは、その者の承諾書 ⑦設置場所を所管する消防局長の火薬庫設置に対する意見書 ⑧火薬庫に係る製造保安責任者等選任（解任）届（鳥取県様式第3号）（履歴書及び免状の写しを添付すること） ⑨警鳴装置の配置、配線図及びその機構に関する説明書
手数料	1件につき73,000円 （※（１）又は（２）の方法により納入してください。 （１）県HPに掲載のバーコード付き申請書により県庁本庁舎・総合事務所などに設置する窓口で納入する （２）あらかじめ県が発行する納付書により金融機関の窓口、コンビニエンスストアで納入する）
申請時期	火薬庫を設置しようとする日の10日前までに申請してください。 火薬庫の設置工事に着手しても直ちに違法ではないが、火薬庫の設計変更を命じたり、設置を不許可とすることがある。
提出部数	1部
提出先	鳥取県危機管理部消防防災課

☞ 徴収条例2(128)ア

ウ 違反に対する罰則

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

☞ 法59②

（２）火薬類に係る年次報告書

ア 手続きのあらまし

火薬庫の所有者又は占有者は、帳簿を備置し、所要の報告を行う必要があります。火薬庫に備置する帳簿には、貯蔵している火薬類の種類ごとに、譲り受けや譲渡の数量等を定期的に記録し、毎年度、鳥取県知事に報告する必要があります。詳しくは、「別紙第7 各種帳簿の備付け及び報告書等」を参照してください。

☞ 法41,42、規33,84の14

なお、これらの帳簿類は2年間保存しなければなりません。

☞ 規33Ⅱ

イ 手続きの方法

様式	火薬庫報告書（鳥取県様式第7号）
添付書類	なし
手数料	無料
報告時期	年度終了後30日以内に報告してください。
提出部数	1部
提出先	鳥取県危機管理部消防防災課

（３－１）火薬庫の構造や設備を変更しようとするとき

ア 手続きのあらまし

火薬庫の構造や設備などを変更するときは、あらかじめ鳥取県知事の許可が必要で 法12 I
 ます。

イ 手続きの方法

様式	火薬庫設置等許可申請書（様式第7）
添付書類	火薬庫工事設計明細書
手数料	1件につき8,300円 （※（1）又は（2）の方法により納入してください。 （1）県HPに掲載のバーコード付き申請書により県庁本庁舎・総合事務所などに設置する窓口で納入する （2）あらかじめ県が発行する納付書により金融機関の窓口、コンビニエンスストアで納入する）
申請時期	火薬庫の変更を行おうとする日の10日前までに申請してください。 火薬庫の変更工事に着手しても直ちに違法ではないが、火薬庫の設計変更を命じたり、変更を不許可とすることがある。
提出部数	1部
提出先	鳥取県危機管理部消防防災課

徴収条例2(1
28)イ

ウ 違反に対する罰則

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 法59②④

（3－2）変更が軽微なものにとどまる場合の特例

ア 手続きのあらまし

変更の内容が軽微なものにとどまるときは、変更内容を届け出ることにより 法12 I 但
 変更の工事を行うことができます。

※軽微な変更にあたる例

規14 I

- | |
|--|
| ①火薬庫内の暖房設備又は照明設備の取替えの工事
②火薬庫の屋根の外側、通気孔若しくは換気孔の金網及び鉄棒、土堤の堤面
又は簡易土堤の頂部の取替えの工事
③火薬庫外の設備のうち、警戒設備、照明設備又は警鳴装置の変更の工事 |
|--|

イ 手続きの方法

様式	火薬庫軽微変更届（様式第5）
添付書類	変更の概要を記載した書面
手数料	無料
届出時期	変更の工事が完成後速やかに届け出てください。
提出部数	1部
提出先	鳥取県危機管理部消防防災課

ウ 違反に対する罰則

20万円以下の罰金 法61④

（3－3）火薬庫設置等許可申請書の記載事項に変更があったとき

ア 手続きのあらまし

火薬庫設置等許可申請書の記載事項（火薬庫所在地並びに火薬庫の種類及び棟数を除く。）に変更があったとき、又は火薬庫工事設計明細書の記載事項のうち付近の状況若しくは保安物件との距離について変更があったときには、事前に、又はその事実を知った場合においては遅滞なく届け出てください。

☞ 規81の14
表7項

イ 手続きの方法

様式	<u>火薬庫設置等許可申請事項変更届（鳥取県様式第6号）</u>
添付書類	火薬庫周辺の保安物件との保安距離を記入した火薬庫付近の図面
手数料	無料
提出部数	1部
提出先	鳥取県危機管理部消防防災課

（4）火薬庫の工事が完成したとき

ア 手続きのあらまし

火薬庫の設置や移転、変更の許可を得て行われた工事が完成したときは、その火薬庫について完成検査を受けて合格しなければ、その火薬庫を使用することとはできません。

☞ 法15

イ 手続きの方法

※変更の許可を申請するとき

様式	<u>完成検査申請書（様式第14）</u>
添付書類	避雷装置を設けた場合には、電気抵抗測定結果報告書
手数料	新設の場合：1件につき41,000円 変更の場合：1件につき23,000円 （※（1）又は（2）の方法により納入してください。 （1）県HPに掲載のバーコード付き申請書により県庁本庁舎・総合事務所などに設置する窓口で納入する （2）あらかじめ県が発行する納付書により金融機関の窓口、コンビニエンスストアで納入する）
申請時期	工事が完成後速やかに申請してください。
提出部数	1部
提出先	鳥取県危機管理部消防防災課

☞ 徴収条例2(1
35)ア、イ

※指定完成検査機関による完成検査を受けた場合

様式	<u>指定完成検査機関完成検査受検届（様式第16）</u>
添付書類	<u>完成検査結果報告書（様式第17）</u>
手数料	無料
届出時期	検査を受けた後速やかに届け出てください。
提出部数	1部
提出先	鳥取県危機管理部消防防災課

※認定完成検査実施者が完成検査を行った場合

様式	<u>完成検査記録届（様式第25）</u>
添付書類	—
手数料	無料
提出部数	1部
提出先	鳥取県危機管理部消防防災課

ウ 違反に対する罰則

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

☞ 法59②

(5) 火薬庫の譲渡又は引き渡しがあったとき

ア 手続きのあらまし

火薬庫の持ち主から火薬庫を譲り受けたり、相続財産に火薬庫が含まれているなどして、火薬庫を新たに所有することとなったときは、鳥取県知事への届出が必要です。この場合、新たな所有者は、前の所有者がその火薬庫について有していた権利や義務をそのまま受け継ぐことになります。

☞ 法12の2

イ 手続きの方法

届様式	火薬庫承継届（様式第8）
添付書類	①火薬庫の譲渡等をする旨を証する書類 ②火薬庫完成検査証の写し ※相続による場合は、次の書類を追加して添付すること。 ③戸籍謄本 ④火薬庫の相続権を有する者が複数以上の場合には他の者が当該相続権を放棄する旨の書類
手数料	無料
届出時期	火薬庫を所有することになった後速やかに届け出てください。
提出部数	1部
提出先	鳥取県危機管理部消防防災課

ウ 違反に対する罰則

20万円以下の罰金

☞ 法61④

(6) 火薬庫の保安検査

ア 手続きのあらまし

火薬庫の所有者又は占有者は、定期的に火薬庫の保安検査を受検しなければなりません。

☞ 法35 I

保安検査は、鳥取県知事に受検を申請する方法と、経済産業大臣が指定する「指定保安検査機関」が実施した保安検査の記録を鳥取県知事に届け出る方法があります。また、火薬庫の所有者又は占有者が自ら経済産業大臣の認定を受けた「認定保安検査実施者」として保安検査を実施し、その記録を鳥取県知事に届け出ることもできます。

保安検査の対象	保安検査の実施頻度
火薬庫	1年に1度
土堤、簡易土堤、防爆壁	3年に1度

☞ 規44の2 II

なお、保安検査を受検するには、次の3つの方法があります。

○鳥取県知事に保安検査の受検を申請する方法

☞ 規44の3

○指定保安検査機関に保安検査を依頼する方法

☞ 規44の4

○自ら認定保安検査実施者として保安検査を実施する方法

イ 手続きの方法

※鳥取県知事に保安検査の受検を申請する場合

様式	保安検査申請書（様式第18）
----	----------------

添付書類	—
手数料	41,000円 (※(1)又は(2)の方法により納入してください。 (1) 県HPに掲載のバーコード付き申請書により県庁本庁舎・総合事務所などに設置する窓口で納入する (2) あらかじめ県が発行する納付書により金融機関の窓口、コンビニエンスストアで納入する)
申請時期	初回の保安検査は、火薬庫の完成検査証の交付の日から11か月以内に、また、2回目以後の保安検査は前回の保安検査に係る保安検査証の交付日から11か月以内に受検を申請してください。
提出部数	1部
提出先	鳥取県危機管理部消防防災課

徴収条例2(135の3)

※指定保安検査機関が実施する保安検査を受検した場合

様式	指定保安検査機関保安検査受検届(様式第20)
添付書類	保安検査結果報告書(様式第21)
手数料	無料
届出時期	初回の保安検査は、火薬庫の完成検査証の交付の日から1年以内に、また、2回目以後の保安検査は前回の保安検査から1年以内に保安検査の記録を鳥取県知事に届け出てください。
提出部数	1部
提出先	鳥取県危機管理部消防防災課

※認定保安検査実施者として保安検査を実施した場合

様式	保安検査記録届(様式第26)
添付書類	保安検査を行った火薬庫ごとの検査の方法、記録及びその結果
手数料	—
届出時期	初回の保安検査は、火薬庫の完成検査証の交付の日から1年以内に、また、2回目以後の保安検査は前回の保安検査から1年以内に保安検査の記録を鳥取県知事に届け出てください。
提出部数	1部
提出先	鳥取県危機管理部消防防災課

ウ 違反に対する罰則

20万円以下の罰金

法61⑤

(7) 火薬庫の定期自主検査について

ア 手続きのあらまし

火薬庫の所有者又は占有者は、保安検査とは別に、年2回以上定期に保安のための自主検査を行い、火薬庫の技術上の基準に適合しているかどうか確認しなければなりません。

法35の2

イ 手続きの方法

※定期自主検査計画書

様式	様式未制定
添付書類	—
手数料	無料
提出時期	定期自主検査を実施しようとする日の20日前までに提出してください。

提出部数	1 部
提出先	鳥取県危機管理部消防防災課

※定期自主検査報告書

様式	様式未制定
添付書類	—
手数料	無料
報告時期	定期自主検査を実施後速やかに報告してください。
提出部数	1 部
提出先	鳥取県危機管理部消防防災課

ウ 違反に対する罰則

20 万円以下の罰金

☞ 法61③④

(8) 火薬庫の使用を休止したとき

ア 手続きのあらまし

火薬庫の使用を休止したときは、鳥取県知事へ届け出ることにより保安検査の受検をしないことができます。

なお、火薬庫の使用を再開するためには、保安検査を受検して合格しなければなりません。

イ 手続きの方法

様式	様式未制定
添付書類	—
手数料	無料
提出時期	火薬庫を休止後速やかに提出してください。
提出部数	1部
提出先	鳥取県危機管理部消防防災課

ウ 違反に対する罰則

20 万円以下の罰金

☞ 法61④

(9) 火薬庫を廃止したとき

ア 手続きのあらまし

火薬庫の用途を廃止したときは、鳥取県知事への届出が必要です。(届出をしないと、引き続き、保安検査などを受検しなければなりません。)

イ 手続きの方法

様式	<u>火薬類販売営業(火薬庫)廃止届 (鳥取県様式第2号)</u>
添付書類	火薬類製造営業許可申請書又は火薬類販売営業許可証
手数料	無料
届出時期	火薬庫の用途を廃止後速やかに届け出てください。
提出部数	1 部
提出先	鳥取県危機管理部消防防災課

ウ 違反に対する罰則

20 万円以下の罰金

☞ 法61④

(10) 火薬類を火薬庫以外で貯蔵するとき

ア 手続きのあらまし

火薬類の貯蔵において、「別紙第1 庫外貯蔵することができる火薬類の数量」に掲げる場合には、火薬庫以外の場所で、火薬類を貯蔵することができ、これを「庫外貯蔵」といいます。

☞ 法11 I 但
規15、規16

庫外貯蔵をする場合は、別紙第1の貯蔵する者等の区分に応じ、「別紙第2 火薬庫外貯蔵場所の設置基準」に定める基準に従うものとし、あらかじめ、その設置を申請し、設置に係る指示を得る必要があります。

なお、庫外貯蔵場所は、実包の委託貯蔵に係るものを除き、消費場所又は販売所ごとに一か所のみとします。

また、庫外貯蔵は、原則として火薬類の貯蔵を火薬庫において行うものとする法の定めの特例的な措置であることに留意し、庫外貯蔵場所においては、認められた火薬類の最大貯蔵数量を超過しないようにするとともに、火薬類の盗難の防止に特に留意してください。

火薬類を庫外貯蔵するときは、所要の報告等を行う必要があります。詳しくは、

☞ 法42、規81
の14

「別紙第7 各種帳簿の備付け及び報告書等」を参照してください。

※指示の有効期間

火薬類販売業者が設置するもの	特に期間を定めない。
碎石事業所など継続的な火薬類の消費を行う事業者が設置するもの	2年以内
土木工事などの事業に伴って設置するもの	火薬類の消費許可期間 (6か月以内)

イ 手続きの方法

様式	火薬庫外貯蔵場所指示申請書（消防局の定める様式）
添付書類	①火薬庫外貯蔵所から半径100m以内の見取り図 ②火薬類を貯蔵する建築物、設備の構造図（平面図、正面図、側面図、断面図） ③貯蔵場所が建物であるときは、その建物の設計明細書 ④火薬類の置き方を示す図面 ⑤自動警報装置の仕様書、設置図及び配線図 ⑥他人の土地又は建物に設置する場合は、その土地又は建物の所有者の承諾書 ⑦庫外貯蔵所写真（貯蔵所の全景と外扉、内扉の施錠部分及び内面の部分） ⑧盗難防止の措置の概要を記載した書類
手数料	無料
申請時期	火薬庫外で火薬類を貯蔵しようとする日より事前に申請してください。
提出部数	3部（※各消防局で定めた部数がある場合はその部数とする。）
提出先	庫外貯蔵場所を設ける場所を管轄する消防局又は消防署

ウ 違反に対する罰則

30万円以下の罰金

☞ 法60①

(11) 火薬庫外貯蔵場所指示事項申請書の記載事項に変更があったとき

ア 手続きのあらまし

火薬庫外貯蔵場所指示事項申請書の記載事項に変更があったときは、事前に、又はその事実を知った場合においては遅滞なく届け出てください。

イ 手続きの方法

様式	火薬庫外貯蔵場所指示申請事項変更届（消防局の定める様式）
添付書類	火薬庫外貯蔵場所指示申請時の添付書類のうち変更に係る書類
手数料	無料
提出部数	3部（※各消防局で定めた部数がある場合はその部数とする。）
提出先	庫外貯蔵場所を設ける場所を管轄する消防局又は消防署

(12) 火薬庫外貯蔵場所を廃止するとき

ア 手続きのあらまし

指示を受けて設置した火薬庫外貯蔵場所を廃止するときにも、火薬庫の廃止の場合と同様に廃止の届出が必要です。

イ 手続きの方法

様式	火薬庫外貯蔵廃止届（消防局の定める様式）
添付書類	火薬庫外貯蔵指示書（原本）
手数料	無料
届出時期	火薬庫外貯蔵場所を廃止後速やかに届け出てください。
提出部数	1部
提出先	庫外貯蔵場所を管轄する消防局又は消防署

4 火薬類の譲渡と譲受

(1) 火薬類を譲り渡すとき

ア 手続きのあらまし

火薬類を第三者に譲り渡すためには、その譲渡が有償であるか無償であるかを問わず、許可が必要です。☞ 法17 I

但し、火薬の販売事業者が、商材である火薬を販売する場合など、法に定めのある要件を満たす場合には、改めて許可を得る必要はありません。☞ 法17 I 但

また、火薬類は法令で認められているものを除き所持することはできない（別紙第3 火薬類を所持することができる場合）ため、使用する見込みのない☞ 法21

火薬類や消費の目的が完了した場合の残火薬類は速やかに処分する必要がありますが、廃棄を目的として火薬類を処分業者に譲り渡す場合にも、譲り渡す者の☞ 法22

住所地を管轄する消防局の許可が必要です。たとえば、工事現場で使用しなかったダイナマイトや、遺品の中にある猟用火薬などは、その使用の見込みがないと思われることから、これを所持し続けることは違法な所持となります。（これらの火薬類を自らの手で廃棄する場合であっても、廃棄に係る鳥取県知事の許可が必要です。）☞ 法27

譲渡が終了するなどして火薬類譲渡許可証が不要となった場合や、許可された期間が満了した場合などには、許可証を、その交付を受けた消防局又は消防署に必ず返納してください。☞ 法17 VIIX

法令の定めによらず火薬類を所持した場合や許可なく火薬類を譲渡した場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられることがあります。☞ 法59②④

なお、煙火やおもちゃ花火などのがん具煙火の譲渡は、その数量にかかわらず許可なしに行うことができます。☞ 法51 II III

イ 手続きの方法

様式	火薬類譲渡許可申請書（消防局の定める様式）
添付書類	火薬類を譲り受ける者の承諾書 代理申請の場合には委任状が必要
手数料	1件につき1,200円
申請時期	火薬類を譲り渡そうとする日より事前に申請してください。
提出部数	3部 但し、政令第13条第1項 ⁸ に該当する場合は、公安委員会へ意見照会するので4部 (※各消防局で定めた部数がある場合はその部数とする。)
提出先	譲渡する者の居住地を管轄する消防局又は消防署
許可証の有効期間	許可証に記載された期間で6ヶ月以内とします。
その他	譲渡が終了した場合、許可有効期限が満了した場合など、許可証が不要となった場合には、その許可証は、交付を受けた消防局又は消防署に必ず返納してください。 また、第三者に手続きを依頼するときは、必ず、委任状を提出してください。

ウ 違反に対する罰則

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

☞ 法59②④

ひとくちメモ

法50条の2では、猟銃用火薬類の譲渡に係る特則として、許可申請を都道府県公安委員会にかからしめるものとしています。これは、銃刀法による取り締まりの実効性を担保する目的で、猟銃用火薬の流通に対する警察による犯罪性の有無の手続きに介在させる趣旨であり、この条文を文字通り解釈すると、「手続きのあらまし」中にある「猟用火薬」の譲渡許可は、消防ではなく警察に求めることになりそうです。

しかし、本条の趣旨は犯罪性の評価にあり、猟用に用いることが明らかであって、かつ廃棄を目的とした火薬の譲渡許可は、法17条の本則どおり消防が担うこととされています。

(参考：2007年1月12日付け三重県法令照会(廃棄を前提とした猟用火薬の譲渡)、2016年10月17日付第201600110491号「廃棄を前提とした黒色猟用火薬等の譲渡の許可手続について(通知)」)

(2) 火薬類を譲り受けるとき

ア 手続きのあらまし

火薬類を購入する場合など、新たに火薬類を入手するためには、その入手が ☞ 法17 I
有償であるか無償であるかを問わず、火薬類の譲受の許可が必要です。

工事が完了するなどして火薬類譲受許可証が不要となった場合や、許可された期 ☞ 法17VIIX
間が満了した場合などには、許可証を、その交付を受けた消防局又は消防署に必ず
返納してください。

但し、火薬類の製造事業者が、火薬類を製造するために火薬類を仕入れたり ☞ 法17 I 但
する場合など、法に定めのある要件を満たす場合には、改めて許可を得る必要
はありません。

⁸ 製造や販売の許可を受けずに火薬類を譲渡しや譲り受ける場合や当該行為が公共の安全に重大な影響を及ぼす恐れがある場合

また、信号炎管、煙火や、おもちゃ花火などのがん具煙火は、その数量にか
かわりなく許可なしに譲り受けることができます。

☞ 法51ⅡⅢ

※譲受の許可が不要な場合の例

☞ 法17Ⅰ各号

①製造業者が、火薬類を製造する目的で譲り受ける場合
②販売業者が、火薬類を販売する目的で譲り受ける場合
③鳥獣保護管理法に基づく鳥獣の捕獲等の許可や狩猟者登録を受けた者ま たは指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者が一定の数量以下の火薬類を譲り 受ける場合
④鉱業法（昭和25年法律第289号）に基づき鉱物を掘採する場合であって、 一定の数量以下の火薬類を譲り受けるとき
⑤火薬類の輸入許可を受けて火薬類を譲り受ける場合
⑥その他、法令に基づく譲り受けの場合

なお、火薬類を譲り受ける者の住所と消費する者の住所が、同じ消防局の管轄で
あるときは、譲受と消費の許可を同時に申請することができます。詳しくは、「4
（3）火薬類の譲り受けの許可と消費の許可を同時に申請するとき」を参照し
てください。

☞ 規90の2

イ 手続きの方法

様式	火薬類譲受許可申請書（消防局の定める様式）
添付書類	申請する火薬類の区分により異なります。 詳しくは、各消防局又は各消防署にお問い合わせください。 なお、工事業等が工事のために火薬類を譲り受けるときの添付 書類及び記載要領等は、「別紙第4 工事業等が火薬類譲受許 可等を受ける際の添付書類一覧」を参考にしてください。
手数料	火工品のみの場合：1件につき2,400円 火薬類の申請数量が25kg以下の場合：1件につき3,500円 火薬類の申請数量が25kg超の場合：1件につき6,900円
申請時期	譲受日の1か月前までに申請してください。
提出部数	3部 但し、政令第13条第1項 ⁹ に該当する場合は、公安委員会へ意見照 会するので4部 （※各消防局で定めた部数がある場合はその部数とする。）
提出先	譲り受ける者の居住地を管轄する消防局又は消防署
許可証の 有効期間	許可証に記載された期間で6ヶ月以内とします。
その他	工事が完了した場合、許可有効期限が満了した場合など、許可証が 不要となった場合には、その許可証は、交付を受けた消防局又は消 防署に必ず返納してください。 また、第三者に手続きを依頼するときは、必ず、委任状を提出して ください。

ウ 違反に対する罰則

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

☞ 法59④

⁹製造や販売の許可を受けずに火薬類を譲渡しや譲り受けする場合や当該行為が公共の安全に重大な影響を及ぼす恐れがある場合

(3) 火薬類の譲り受けの許可と消費の許可を同時に申請するとき

ア 手続きのあらまし

火薬類を入手したのち、これを使用する場合にも、原則として許可が必要ですが、☞ 法25、規90の2
建設現場や碎石場などで用いるために火薬類を譲り受けた者の住所地と、その火薬を消費する場所が同じ消防局の管轄であるときは、譲受の許可と消費の許可を一度の手続きで行うことができます。

イ 手続きの方法

様式	火薬類譲受・消費許可申請書（消防局の定める様式）
添付書類	申請する火薬類の区分により異なります。 詳しくは、各消防局又は各消防署にお問い合わせください。 なお、工事業者等が工事のために火薬類を譲り受けるときの添付書類及び記載要領等は、「別紙第4 工事業者等が火薬類譲受許可等を受ける際の添付書類一覧」を参考にしてください。
手数料	火工品のみの場合：1件につき2,400円 火薬類の申請数量が25kg以下の場合：1件につき3,500円 火薬類の申請数量が25kg超の場合：1件につき6,900円
申請時期	消費日の1か月前までに申請してください。
提出部数	3部 但し、政令第13条第1項 ¹⁰ に該当する場合は、公安委員会へ意見照会するので4部 (※各消防局で定めた部数がある場合はその部数とする。)
提出先	消費地を管轄する消防局又は消防署
許可証の有効期間	許可証に記載された期間で6ヶ月以内とします。
その他	工事が完了した場合、許可有効期間が満了した場合など、火薬類譲受・消費許可証が不要となった場合には、譲受、消費許可証は、交付を受けた消防局又は消防署に必ず返納してください。 また、第三者に手続きを依頼するときは、必ず、委任状を提出してください。

☞ 法17IX、令2

ウ 違反に対する罰則

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ☞ 法59④⑤

(4) 譲渡（譲受）許可証の記載事項に変更があったとき

ア 手続きのあらまし

火薬類の譲渡（譲受）許可証に記載された内容のうち、許可を受けた者の住所、氏名若しくは名称又は職業に変更があったときは、遅滞なく許可証の交付を受けた消防局又は消防署へ届け出て、許可証の書換えを受けなければなりません。☞ 法17VII

それ以外の許可証の内容を変更するとき（例えば、譲渡又は譲受の目的となった火薬類の種類及び数量等を変更する場合）は、新たな許可の申請が必要です。

¹⁰ 製造や販売の許可を受けずに火薬類を譲渡しや譲り受けする場合や、道路や公共の場所の周辺などで火薬類を消費する場合のほか、火薬類を譲渡し、譲受け又は消費することによって公共の安全に重大な影響を及ぼす恐れがある場合

イ 手続きの方法

様式	火薬類譲渡（譲受）許可証書換申請書（消防局の定める様式）
添付書類	変更に係る（書換えを必要とする）許可証 変更の理由を証明する書類（住民票等）
手数料	無料
申請時期	変更後速やかに申請してください。
提出部数	3部 （※各消防局で定めた部数がある場合はその部数とする。）
提出先	火薬類について譲渡（譲受）許可証を交付した消防局又は消防署
その他	工事が完了した場合、許可有効期限が満了した場合など、許可証が不要となった場合には、その許可証は、交付を受けた消防局又は消防署に必ず返納してください。

（５）譲渡（譲受）許可証の再交付を求めるとき

ア 手続きのあらまし

火薬類の譲渡（譲受）許可証をなくしたり、汚したりしたときは、許可証の再交付を申請しなければなりません。この場合、再交付を求める許可は、当初の許可数量に対する残数量が確認できる限度での許可となり、残数量の確認できないものについては、新規の許可が必要となります。

☞ 法17Ⅷ

イ 手続きの方法

様式	火薬類譲渡（譲受）許可証再交付申請書（消防局の定める様式）
添付書類	汚損（破損）を理由とする再交付の場合は、汚損（破損）した許可証を添付すること。
手数料	無料
提出部数	3部 （※各消防局で定めた部数がある場合はその部数とする。）
提出先	許可証を交付した消防局又は消防署
その他	再交付後、従前交付された許可証を発見したときは速やかに当該許可証の交付を受けた消防局に返納すること。許可証を紛失した場合は、警察署に紛失届を提出するとともに、「火薬類災害事故報告書」（各消防局が定める様式）を、許可証を交付した消防局に提出すること。

（６）合併や相続などにより火薬を所持することとなった場合

ア 手続きのあらまし

相続や法人の合併などの理由により、被相続人や合併消滅会社などが所有していた火薬類の所有権を得た者は、鳥取県知事にその旨を届け出なければなりません。

☞ 規81の14表
15項

イ 手続きの方法

様式	火薬類所有権承継届（鳥取県様式第10号）
添付書類	相続や合併等の事実を証明する書類等
手数料	無料
届出時期	合併や相続が発生後速やかに届け出てください。
提出部数	2部
提出先	鳥取県危機管理部消防防災課

5 運搬

ア 手続きのあらまし

火薬類を、一般の道路を運ぶ際は、荷送人が鳥取県公安委員会に届け出て、運搬証明書の交付を受けるとともに、必要な指示を受ける必要があります。（船舶や航空機を使用して火薬類を運ぶ場合は、それぞれ関連法令¹¹に定めるところに従った手続きが必要です。）

運ぶことができる火薬の量や種類には制限があります。詳しくは、「別紙第5 運搬に関する技術上の基準」を参考にしてください。

但し、一定数量以下の火薬類を運搬する場合には、届出が不要の場合があります。

☞ 法19 I

☞ 法19 I 但、
法51 I II III
VI
☞ 内閣府令1
0、別表第1

区分		数量の上限	
火薬		薬量 200kg	
爆薬	硝安油剤爆薬・含水爆薬	薬量 120kg	
	上記以外の爆薬	薬量 100kg	
火 工 品	工業雷管・電気雷管・信号雷管		4 万個
	導火管付き雷管		1 万個
	銃用雷管		40 万個
	捕鯨用信管・捕鯨用火管		12 万個
	実包 空包	1 個当たりの装薬量 0.5g 以下のもの	40 万個
		1 個当たりの装薬量 0.5g を超えるもの	20 万個
	導爆線		6km
	制御発破用コード		1.2km
	爆発せん孔器		2,000 個
	コンクリート破砕器		2 万個
	煙火	がん具煙火（クラッカーボールを除く。）	薬量 2t
		クラッカーボール・引き玉	薬量 200kg
		上記以外の煙火	薬量 600kg
	上記以外の火工品		薬量 100kg
備考			
本表で定める区分の異なる火薬類を同時に運搬する場合の数量は、各区分ごとの火薬類の運搬しようとする数量をそれぞれ当該区分に定める数量で除し、それらの商を加えた和が 1 となる数量とする。			
（計算例）			
火薬 80kg、爆薬 40kg、電気雷管 2 万個を同時に運搬しようとする場合			

¹¹ 船舶による運搬については、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和 32 年運輸省令第 30 号）第 10 条、第 23 条ないし第 40 条及び第 131 条、航空機による運搬については、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 194 条第 2 項及び航空機による爆発物等輸送基準等を定める告示

<u>火薬80kg</u>	+	<u>爆薬40kg</u>	+	<u>電気雷管20,000個</u>	=0.4+0.4+0.5=1.3>1
200kg		100kg		40,000個	
…運搬証明書の交付を受けなければならない。					
がん具煙火 500kg、爆発せん孔器 1,000 個を同時に運搬しようとする場合					
<u>がん具煙火500Kg</u>	+	<u>爆発せん孔器1,000個</u>	=0.25+0.5=0.75<1		
2,000kg		2,000個			
…運搬証明書は不要					

イ 手続きの方法

様式	<u>火薬類運搬届（別記様式第一）</u>
添付書類	<u>運搬計画表（別記様式第二）</u>
手数料	無料
提出部数	2部
提出先	火薬類の発送地を管轄する警察署

6 火薬類の輸入

（1）火薬類を輸入しようとするとき

ア 手続きのあらまし

火薬類を輸入するためには、あらかじめ許可を得る必要があります。

☞ 法24 I

火薬類のうち、拳銃や猟銃で使用するためのものの輸入は、鳥取県公安委員

☞ 法50の2

会に、それ以外の火薬類については鳥取県知事に申請してください。

イ 手続きの方法

様式	<u>火薬類輸入許可申請書（様式第27）</u>
添付書類	輸入するものが火薬又は爆薬の場合はその成分及び配合比、火工品である場合はその構造及び組成を記載した書類
手数料	火薬及び爆薬の数量が25kg以下の場合 1件につき12,000円 その他の場合 1件につき25,000円
申請時期	通関の日の10日前までに申請してください。
提出部数	1部
提出先	鳥取県危機管理部消防防災課 但し、輸入する火薬類が拳銃や猟銃で使用するためのものであるときは最寄りの警察署

☞ 徴収条例2(130)

ウ 違反に対する罰則

3年以下の懲役又は100万円以下の罰金

☞ 法58④

（2）火薬類を実際に輸入したとき

ア 手続きのあらまし

実際に火薬類を輸入したときは、その旨を、輸入許可を受けた公安委員会又は鳥取県知事に届け出てください。

☞ 法24Ⅲ、規47

イ 手続きの方法

様式	<u>火薬類輸入届（様式第28）</u>
添付書類	—
手数料	無料

届出時期	通関後速やかに届け出てください。
提出部数	1部
提出先	鳥取県危機管理部消防防災課 但し、輸入する火薬類が拳銃や猟銃で使用するためのものであるときは最寄りの警察署

ウ 違反に対する罰則

20 万円以下の罰金

☞ 法61④

7 火薬類の消費

(1) 火薬類を爆発させたり燃焼させたりするとき

ア 手続きのあらまし

火薬類を、廃棄する目的以外で、爆発させたり燃焼させたりすることを「消費」といい、原則として消費の許可が必要です。☞ 法25 I、規48

但し、消費の目的が理化学実験や鳥獣の捕獲などの場合や、消費量が一定数量以下の場合などは、許可を得る必要はありません。☞ 法25 I 但

煙火を消費するに当たっては、「別紙第 6 煙火の消費基準」を遵守するよう心掛けてください。

また、火薬類の消費者は、帳簿を備置し、所要の報告を行う必要があります。☞ 法41,42、規56,81の14
詳しくは、「別紙第 7 各種帳簿の備付け及び報告書等」を参照してください。

なお、消費許可証を紛失したときは、「4 (5) 譲渡 (譲受) 許可証の再交付を求めるとき」の手続きに準じて、再交付を求める必要があります。

花火大会などで花火を打ち上げたり、その他のイベントなどで煙火を打ち上げたりする場合の手続きについては、「7 (2) 花火大会などを催すとき」などを参考にしてください。

※消費の許可が不要な場合の例

☞ 規49、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令12②

用途	消費量	
理化学上の実験のために消費する場合	それぞれ、1回につき、 火薬	5kg以下
	無添加可塑性爆薬以外の爆薬	2.5kg以下
	工業雷管、電気雷管、銃用雷管、信号雷管、実包、空包、信管、火管、若しくは導火管付き雷管	100個以下
	導爆線若しくは導火管	200m以下
射的練習のため消費する場合	1日につき実包または空包	400個以下
信号又は観賞用の煙火を消費する場合	同一の消費地において1日につき 球状の打揚煙火	
	直径10cm超、14cm以下	10個以下
	直径6cm超、10cm以下	
	直径6cm以下	
	合計 25 個以下 合計 75 個以下	

全ての条件を満たすことが必要

	仕掛煙火に使用する炎管の数 ファイヤークラッカー等 爆竹等 競技用紙雷管	200個以下 300個以下 300個以下 無制限									
映画や放送番組の製作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会等の実施において演出の効果のために煙火を消費する場合	同一の消費地において1日につき <table><tr><td>原料火薬・爆薬30g超、50g以下</td><td>5個以下</td><td rowspan="3">合計 35 個以下 合計 85 個以下</td></tr><tr><td>原料火薬・爆薬15g超、30g以下</td><td></td></tr><tr><td>原料火薬・爆薬15g以下</td><td></td></tr></table> 全ての条件を満たすことが必要 <table><tr><td>発煙筒、照明筒・爆薬0.1g以下の煙火</td><td>無制限</td></tr></table>	原料火薬・爆薬30g超、50g以下	5個以下	合計 35 個以下 合計 85 個以下	原料火薬・爆薬15g超、30g以下		原料火薬・爆薬15g以下		発煙筒、照明筒・爆薬0.1g以下の煙火	無制限	
原料火薬・爆薬30g超、50g以下	5個以下	合計 35 個以下 合計 85 個以下									
原料火薬・爆薬15g超、30g以下											
原料火薬・爆薬15g以下											
発煙筒、照明筒・爆薬0.1g以下の煙火	無制限										
防霜、防虫、消火演習、気象観測又は気密検査のために発煙筒を消費する場合	無制限										
消火又は消火演習の用に供するために消火用煙火を消費する場合	無制限										
動物の駆逐のために消費する場合	1日につき 空包 火薬又は爆薬10g以下の煙火	100個以下 200個以下									
動物の駆逐を目的とする調査のために消費する場合	無制限										
動物の捕獲の用に供するために薬液注入用薬包を消費する場合	無制限										
建築若しくは建設の工事、土木工事又は工業のために消費する場合	同一の消費地において1日につき 建設用びよう打ち銃用空包 コンクリート破砕器 工業銃用実包 爆発びよう 爆発せん孔器 鉋さい破砕器	200個（その原料をなす火薬又は爆薬0.4g以下のものにあつては、400個）以下 150個以下 100個以下 500個以下 50個以下 20個以下									
医療の用に供するために爆薬11mg以下の体外衝撃波腎結石破砕機用圧力発生具を消費する場合	無制限										
鳥獣保護管理法に基づ	1日につき実包又は空包	100個以下									

く鳥獣の捕獲等の許可 や狩猟者登録を受けた 者または指定管理鳥獣 捕獲等事業の従事者が 一定の数量以下の火薬 類を譲り受ける場合	
---	--

イ 手続きの方法

様式	火薬類消費許可申請書（消防局の定める様式）
添付書類	各消防局又は各消防署にお問い合わせください。 なお、工事業者が作業現場で火薬を消費するときは、「別紙第4 工事業者等が火薬類譲受許可等を受ける際の添付書類一覧」を参考にしてください。
手数料	各消防局又は各消防署にお問い合わせください。
申請時期	消費日の1か月前までに申請してください。
提出部数	3部 但し、政令第13条第1項に該当する場合は、公安委員会へ意見照会するので4部 (※各消防局で定めた部数がある場合はその部数とする。)
提出先	消費場所を管轄する消防局又は消防署
許可証の有効期間	許可証に記載された期間で6か月以内です。
その他	工事が完了した場合や許可有効期限が満了した場合など、不要となった消費許可証は、交付を受けた消防局若しくは消防署又は警察署に必ず返納してください。また、第三者に手続きを依頼するときは、必ず、委任状を提出してください。 使用する火薬が拳銃や猟銃のためのものであるときは、最寄りの警察署にご相談ください。 年度終了後30日以内に火薬類消費報告を提出してください。

☞ 法50の2

ウ 違反に対する罰則

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

☞ 法59⑤

(2) 花火大会などを催すとき

ア 手続きのあらまし

花火大会を催したり、イベントなどで煙火を打ち上げたりする場合には、煙火の譲受の許可は不要ですので、消費許可のみを申請してください。

☞ 法51Ⅲ

イ 手続きの方法

花火大会やイベントなどを開催する前に、あらかじめ、煙火を打ち上げる予定場所を管轄する消防局や消防署に申請してください。

☞ 規48

なお、花火大会等を催す際は、「別紙第6 煙火の消費基準」に定める保安距離や使用方法等を遵守してください。

様式	火薬類（煙火）消費許可申請書（消防局の定める様式）
添付書類	①煙火消費計画書 ②煙火の消費基準の措置状況 ③消費場所見取図 ④消費場所案内図 ⑤煙火打揚従事者名簿

	⑥煙火消費保安手帳の写し ⑦取扱い制限を受ける者に該当しないことへの申立書(参考 p88)
手数料	1件につき7,900円
申請時期	消費日の1か月前までに申請してください。
提出部数	4部 (※各消防局で定めた部数がある場合はその部数とする。)
提出先	各消防局又は各消防署
許可証の有効期間	許可証に記載された期間で6か月以内です。
その他	花火大会の終了後や予定された煙火の消費が終了した後、又は消費許可を受けた期間が満了したときは、交付された消費許可証と煙火消費報告書(消防局の定める様式)を、消費許可を受けた消防局又は消防署に提出してください。

<書類作成上の注意事項>

(1) 申請書

ア 申請者

申請者は花火大会の主催者又は煙火打揚業者のいずれかとしてください。

煙火打揚業者を申請者とする場合、花火大会の主催者についての情報が分かるような書類を添付してください。

イ 「火薬類の種類及び数量」欄

打揚煙火の大きさごとの数量及び仕掛煙火の数量を記載してください。

スターマインについては、内訳を記載した別紙を添付してください。

その他の煙火(小型煙火、枠物、水中、水上、その他)についても詳細に区分し、数量を記入してください。

枠内に記載できないときは、「別紙のとおり」と記載の上、内訳と数量を記載した別紙を添付してください。

ウ 「目的」欄

「『〇〇納涼花火大会』における花火の打ち上げ」等、イベントの名称とその目的を記載してください。

エ 「場所」欄

消費の場所の字・地番まで正確に記載してください。

河川敷等にあつては、「〇〇番地先の□□川河川敷」等と記載してください。

消費の場所が、第三者の所有するものにあつては、その者の同意書を添付してください。

オ 「日時」欄

(ア) 消費の日時を正確に記載してください。

なお、「消費の日時」とは、合図煙火の打揚から、イベントなどが終了して大会本部が解散する時点(花火大会の場合は、花火大会が終了する時点)までをいいます。また、雨天等により消費を順延する場合に、順延予定日が定めてある場合にはその日時も記載してください。

※打ち上げ時刻のみを記載して申請される方が多く見られますが、天候等により打ち上げの時刻を変更する場合、許可を得ていない煙火の打ち上げとなります。

(イ) 同一主催者による花火大会等が2日以上にわたってある場合にあつては、打揚日程、打揚煙火の種類・数量及び煙火の保管方法について明記してください。なお、煙火は火薬庫又は庫外貯蔵場所で保管しなければなりません。

カ 「危険予防の方法」欄

観覧者及び保安物件等並びに消費作業従事者に対する危害予防の方法を記載してください。

(2) 添付書類

①煙火消費計画書

ア 消費の方法

消費する煙火の種類及び数量を消費時間順に記載してください。

イ 消費現場責任者

消費現場ごとの責任者の氏名、資格及び住所を記載してください。

ウ 煙火の製造業者及び販売業者

消費する煙火の製造業者及び販売業者の氏名又は名称を記載してください。

エ 消費の許可を受けた者が、火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時又は危険予防の方法について変更があったため改めて許可申請をする場合には、煙火消費計画書の記載事項のうち変更に係る事項以外を省略できます。

②消費基準の措置状況

定められた消費基準への適合状況及び不適な状況の改善措置を記載してください。

③消費場所見取図

ア 消費場所を中心とするおおむね半径300m以内（10号玉以上の煙火消費の場合は保安距離に応じた範囲）の見取図を添付してください。

イ アの見取図には、保安物件の種類及び打揚地点からの距離、煙火置場の位置及び構造、消火設備等の位置及び距離並びに観覧場所の位置及び距離を記載し、かつ、立入禁止区域を朱色で明示してください。

ウ 発射方式の水中仕掛煙火の場合は、申請図面に想定着水位置を明記してください。

エ 設置方式の水中仕掛煙火の場合は、申請図面に設置位置を明記してください。

オ その他の方式の水中仕掛煙火の場合は、申請図面に消費予定位置を明記してください。

④煙火打揚従事者名簿

消費現場責任者、及び消費現場責任者以外に煙火の消費作業に従事する者がある場合には、その者の名簿も添付してください。

⑤煙火消費保安手帳の写し

消費現場責任者、及び煙火の消費作業に従事する者の煙火消費保安手帳の写しを添付してください。

（３）消費許可申請書の記載事項に変更があったとき

ア 手続きのあらまし

火薬類消費許可申請書の記載事項（火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並びに危険予防の方法を除く。）又は火薬類消費計画書の記載事項に変更があったときには、遅滞なく許可証の交付を受けた消防局又は消防署へ届け出てください。

☞ 規81の14表
11項

イ 手続きの方法

様式	火薬類消費許可申請事項変更届（消防局の定める様式）
添付書類	変更する内容に応じて必要となる書面
手数料	無料
提出部数	3部 （※各消防局で定めた部数がある場合はその部数とする。）
提出先	許可証の交付を受けた各消防局又は各消防署

8 火薬類の廃棄

ア 手続きのあらまし

消費許可を受けた火薬類の残火薬や、製造年月日が古く使用に適さなくなった火薬類など、不要となった火薬類を廃棄する場合には、鳥取県知事の許可が必要です。廃棄のために、処分業者に引き渡す場合には、「廃棄」ではなく「譲渡」の手続きとなりますので、「4（１）火薬類を譲り渡すとき」を参考にしてください。

☞ 法27 I

遺品の中に猟用火薬などが発見されることがありますが、こうした火薬を不用意に処分すると、身体や財産に思わぬ被害をもたらすこともありますので、必ず専門の処分業者に処分を依頼して引き渡してください。（一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会（〒106-0041 東京都港区麻布台2-3-22 一乗谷ビル3F（電

話03 - 5549 - 9041)) に加盟している事業者などに処分を依頼できます。)

なお、火薬類を廃棄するためには、経済産業省令で定める技術上の基準を満たす必要があり、この技術上の基準を満たすためには、火薬の取り扱いに関する知識や経験が必要とされています。

☞ 法27の2
規66,67

イ 手続きの方法

様式	<u>火薬類廃棄許可申請書(様式第30)</u>
添付書類	①火薬類廃棄計画書(危害予防の方法について具体的に記載のこと。) ②火薬類廃棄従事者名簿 ③廃棄場所付近の見取図 地上で廃棄する場合には半径500m以内、海上の場合は半径10km以内を示す図面とし、保安物件がある場合には、その保安物件までの距離を記入すること。
手数料	無料
提出部数	2部
提出先	鳥取県危機管理部消防防災課
許可証の有効期間	許可証に記載された期間で6か月以内です。

ウ 違反に対する罰則

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

☞ 法59⑤-2

9 保安

(1) 危害予防規程の制定

ア 手続きのあらまし

製造業者は、火薬類の取り扱いに起因する災害の発生を未然に防止するため、危害予防規程を整え、鳥取県知事の認可を受けなければなりません。

☞ 法28 I、規1
7

一旦制定した危害予防規程の内容を変更する場合も同様です。

危害予防規程には、次に掲げる事項を定めておく必要があります。

☞ 規6

- | |
|--|
| ①法令で定める技術上の基準に関すること。
②保安管理体制並びに火薬類製造保安責任者及び火薬類製造副保安責任者の行うべき職務の範囲に関すること。
③安全な製造作業に関すること。
④製造施設の保安に係る巡視及び点検に関すること。
⑤製造施設の新增設に係る工事及び修理作業の管理に関すること。
⑥安定度試験の実施に関すること。
⑦製造施設が危険な状態となつたときの措置及びその訓練方法に関すること。
⑧協力会社の作業の管理に関すること。
⑨従業者に対する当該危害予防規程の周知方法及び当該危害予防規程に違反した者に対する措置に関すること。
⑩保安に係る記録に関すること。
⑪危害予防規程の作成及び変更の手続に関すること。
⑫その他、災害の発生の防止のために必要な事項に関すること。 |
|--|

イ 手続きの方法

様式	<u>危害予防規程(変更)認可申請書(様式第2)</u>
----	------------------------------

添付書類	危害予防規程の本文
手数料	無料
申請時期	火薬類の製造事業を始める日の10日前までに申請してください。
提出部数	2部
提出先	鳥取県危機管理部消防防災課

ウ 違反に対する罰則

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

☞ 法59⑥

(1-2) 変更の工事が軽微なものであるときの危害予防規程の変更

ア 手続きのあらまし

「1(2-2) 変更が軽微なものにとどまる場合の特例」に掲げる場合に伴って
危害予防規程を変更する必要があるときは、その限りで、危害予防規程の変更を
届け出ることにより変更することができます。

☞ 法28 I II

イ 手続きの方法

様式	危害予防規程変更届（様式第3）
添付書類	危害予防規程の本文
手数料	無料
届出時期	危害予防規程を変更後速やかに届け出てください。
提出部数	1部
提出先	鳥取県危機管理部消防防災課

ウ 違反に対する罰則

20万円以下の罰金

☞ 法61④-2

(2) 保安教育計画の認可

ア 手続きのあらまし

製造業者若しくは販売業者又は多量の火薬を消費する消費者は、鳥取県知事
の認可を受けた保安教育計画に基づいて保安教育を実施するものとされてい
ます。

☞ 法29

一旦、認可された保安教育計画を変更する場合も、同様に認可の申請が必要です。

保安教育の実施頻度について特段の定めはありませんが、従業員等に対する
保安教育の実施は、災害・事故の防止に重要なことの一つであり、一般の火薬
類消費事業所でも保安責任者等が中心になってそれぞれの事業所の規模や実
態に即した従業員教育を実施してください。

イ 手続きの方法

様式	保安教育計画（変更）認可申請書（鳥取県様式）
添付書類	保安教育計画書（県の定めた様式） ①教育の内容：幹部従事者、保安関係従事者、一般従事者及び未熟 練の従事者等、対象を区分して、内容を定めること。 ②実施時期及び時間 ③教育の方法（教育を行う者の資格、氏名等を記入のこと。）
手数料	無料
提出部数	1部
提出先	鳥取県危機管理部消防防災課

ウ 違反に対する罰則

(3) 保安責任者免状の交付・再交付及び書換え

ア 手続きのあらまし

火薬類取扱保安責任者免状（甲種、乙種）及び火薬類製造保安責任者免状（丙種）の交付、再交付又は書換えは、（社）全国火薬類保安協会にて受け付けています。

イ 手続きの方法

様式	火薬類保安責任者免状交付申請書（様式 1）（全火協様式） 火薬類保安責任者免状再交付申請書（様式 10）（全火協様式） 火薬類保安責任者免状書換え申請書（様式 9）（全火協様式）
添付書類	・ 交付申請の場合は、合格証明書 ・ 汚損を理由とする再交付申請の場合は、すでに交付されている免状 ・ 書換えの場合は理由書（婚姻等により、氏名に変更があった場合は、すでに交付されている免状と氏名の変更がわかる戸籍謄抄本等）
手数料	交付・再交付 2,400円 書換え 無料
提出部数	1部
提出先	公益社団法人全国火薬類保安協会 〒104-0032 東京都中央区八丁堀 4-13-5 幸ビル 8F Tel 03-3553-8762 Fax 03-3553-8763

(4) 火薬類保安手帳等の交付等や講習会の実施

火薬類保安手帳や火薬類取扱従事者手帳の交付、再交付又は更新交付の手続きは、鳥取県火薬保安協会（〒680-0022 鳥取市西町二丁目310番地（鳥取県建設会館内）電話 0857-24-2281）でご案内しています。

また、各種保安講習も実施しています。

(5) 事故が発生した場合の措置など

ア 手続きのあらまし

火薬類に関する災害・事故〔爆発、盗難（未遂を含む。）飛石等〕が発生した場合には、直ちに最寄りの警察署等に届け出るとともに、消防局、県等に報告し、詳細についての報告書を提出してください。

事故発生	—通報、届出 —————→ 最寄りの警察官、消防吏員
(責任者)	—事故報告書（消防局許可分）→ 消防局
	—事故報告書（県許可分）————→ 県危機管理部消防防災課

①危険時の届出

火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態となり、又は火薬類が煙若しくは異臭を発し、その他安定度に異常を呈した事態を発見した者は、直ちにその旨を警察官、消防吏員若しくは消防団員又は海上保安官に届け出なければならない。

②警察官等への事故の届出

火薬類の製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者は、次の場合 法46
には、遅滞なく警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

○その所有し、又は占有する火薬類について災害が発生したとき。

○その所有し、又は占有する火薬類、譲渡許可証、譲受許可証又は運搬証明書を喪失し、又は盗取されたとき。

③現状変更の禁止

法47

何人も、火薬類による爆発その他災害が発生したときは、交通の確保その他公共の利益のためやむを得ない場合及び危険時の応急措置をした場合を除いて、県知事（消防局長）又は警察官の指示なく、その現状を変更してはならない。

イ 手続きの方法

様式	火薬類災害事故報告書（県又は各消防局が定めた様式）
添付書類	明細書、図面等
手数料	無料
提出部数	2部 (※各消防局で定めた部数がある場合はその部数とする。)
提出先	当該案件に係る許可をした県又は消防局

申請、届出又はお問い合わせ先の一覧

管轄地域	各署所の名称等	所在地	電話
鳥取市・岩美郡 八頭郡	鳥取県東部広域行政管理組合 消防局予防課	〒680-0864 鳥取市吉成 640-1	0857-23-2461
倉吉市・東伯郡	鳥取中部ふるさと広域連合 消防局予防課	〒682-0922 倉吉市福守町 415-2	0858-29-5127
米子市 境港市 西伯郡 日野郡	鳥取県西部広域行政管理組合 消防局予防課 米子消防署 境港消防署 大山消防署 江府消防署	〒683-0853 米子市両三柳 5452 〒683-0055 米子市富士見町一丁目 103-1 〒684-0041 境港市中野町 2116 〒689-3331 西伯郡大山町末吉 403-2 〒689-4411 日野郡江府町武庫 1390-3	0859-35-1955 0859-39-0251 0859-47-0119 0859-39-5002 0859-77-2001
鳥取県危機管理部消防防災課		〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271	0857-26-7063

別紙第1 庫外貯蔵することができる火薬類の数量

貯蔵する火薬類の種類	(1) 販売業者であつて、販売のために都道府県知事当該住所が地方自治法昭和二十二年法律第六十七号(第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内にあつては、指定都市の長。以下同じ。)の指示する安全な場所に貯蔵する者			(2) 貯蔵火薬類の区分により実包若しくは空包を貯蔵することができる一般火薬庫の所有者又は占有者であつて、貯蔵を委託された火薬、実包又は空包の貯蔵のために知事の指示する安全な場所に貯蔵する者	(3) 貯蔵火薬類の区分により実包若しくは空包を貯蔵することができる一級火薬庫又は二級火薬庫の所有者又は占有者であつて、貯蔵を委託された火薬、銃用雷管、実包、空包又は火薬を装てんしていない銃用雷管付薬きょうの貯蔵のために知事の指示する安全な場所に貯蔵する者	(4) 実包火薬庫の所有者又は占有者であつて、貯蔵を委託された実包又は空包の貯蔵のために知事の指示する安全な場所に貯蔵する者	(5) 土木事業者等であつて、その事業に要する火薬類を消費地を管轄する知事の指示する安全な場所に貯蔵する者		(6) がん具煙火の販売のために知事の指示する安全な場所に貯蔵する者		(7) 法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費する者であつて、その事務又は事業に要する火薬類を消費地を管轄する知事の指示する安全な場所に貯蔵する者	(8) 知事が指示する安全な場所以外の安全な場所に貯蔵する者
	(イ)	(ロ)	(ハ)				六ヶ月以内に完了する事業	その他の場合	(イ)	(ロ)		
火薬(kg)	20	5		5	5		25	10				5
無添加可塑性爆薬以外の爆薬(kg)			5				15	5				
工業雷管及び電気雷管(個)			100				300	100				
導爆線(メートル)							500	100				
導火線(メートル)	1,000	1,000					1,000	200				100
電気導火線(個)	2,000	2,000					2,000	1,000				500
銃用雷管(個)	30,000	3,000			3,000						3,000	2,000
実包及び空包(個)	4,000	10,000		10,000	10,000	10,000					5,000	800
薬液注入用薬包(個)	2,000	2,000										200
建設用びょう打ち銃用空包(個)	8,000	20,000					4,000	2,500				2,000
コンクリート破砕器(個)	4,000	4,000					4,000	2,000				1,000
ロープ発射用ロケット(個)	50	50					50	25				10
鉋さい、破砕器・爆発せん孔器(個)								100				
爆発びょう(個)								4,000				
油井用火工品(個)								100				
信号雷管(個)											500	25
鉄道車両用等の火工品(kg)	25	25									100	0※
信号焰管及び信号火せん(kg)	50	50										5
煙火(がん具煙火を除く。)(kg)	25	25						25				5
がん具煙火(kg)									500	250		25
1条の5第1号へ(2)のがん具煙火(kg)									25	15		5
火薬未装てん銃用雷管付薬きょう(個)	∞	∞			∞							∞
その他の火工品(キログラム)	50	50					50	25			25	5
備考)1 鉄道車両用等の火工品と信号焰管及び信号火せんと煙火(がん具煙火を除く。)とを同時に貯蔵する場合には、(1)に掲げる者についてはその合計数量が75kgを超えてはならないものとする。 2 信号焰管及び信号火せんと煙火(がん具煙火を除く。)とを同時に貯蔵する場合には、(8)に掲げる者についてはその合計数量が5kgを超えてはならないものとする。 3 (1)から(7)までに掲げる者について(8)の欄を適用する場合には、その火薬庫外に貯蔵することのできる火薬類の合計数量は、それぞれ(1)から(7)までに掲げる火薬類の数量を超えてはならないものとする 4 ※を付した値は、日本産業規格4828-2(2003)に規定する危険区分が1.4であつて、隔離区分がSの状態である航空機用火工品については、0.2とする。												

別紙第2 火薬庫外貯蔵場所の設置基準

○土木工事等の事業のために火薬類を保管するとき（規16③）

火薬類を金属製ロッカー等の設備に収納して、建築物に貯蔵する場合	①設備の扉には錠をつけること（南京錠、えび錠以外の錠とすること。）。 ②設備は容易に持ち運びできないこと。 ③設備の内面は板張りとする。こと。 ④設備には、自動警報装置（管理者と40m以上離れている場合には、警鳴部を管理者の所に設けた自動警鳴装置に限る。）を設置すること。 ⑤帳簿を備え、責任者を定めて、出納の都度、明確に記録すること。
火薬類を建築物に貯蔵する場合	①建築物の構造は、コンクリートブロック造り（15cm厚以上）又は鉄筋コンクリート造り（10cm厚以上）とすること。 ②建築物の入口の扉は、厚さ2mm以上の鉄板を使用した鉄製の防火扉とし、錠（南京錠、えび錠を除く。）を設けること。 ③建築物の屋根の外面は、金属板、スレート板又はかわら等の不燃性物質を使用し、かつ、天井裏又は屋根に盗難防止のための金網を張ること。ただし、屋根をコンクリートブロック又は鉄筋コンクリート造りとするときは、この限りでない。 ④設備の内面は板張りとする。こと。 ⑤設備には、自動警報装置（管理者と40m以上離れている場合には、警鳴部を管理者の所に設けた自動警鳴装置に限る。）を設置すること。 ⑥帳簿を備え、責任者を定めて、出納の都度、明確に記録すること。

○販売業者が販売のための火薬類を貯蔵するために設ける場合（規16④）

主として火薬及び銃用雷管を貯蔵する場合	「土木工事等の事業のために火薬類を保管するとき」（規16③）の基準を適用する。
建設用びょう打ち銃用空包、実包の貯蔵を主とする場合	①金属製ロッカー等の設備に収納して、建築物に貯蔵すること。 ②設備の外壁は、金属製ロッカーにあつては、厚さ1.2mm以上の鋼板とし、かつ、適切な補強を施すこと。 ③設備の扉は、厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板を使用し、錠（南京錠、えび錠を除く。）を設けること。 ④建築物内に棚を設け、棚は表面を板張りとした厚さ1.2ミリメートル以上の鋼板を使用し、内壁に固定すること。 ⑤建築物には排気孔を設け、排気孔は摂氏200度で溶融する金属でふさぐこと。ただし、耐火性のロッカーの場合はこの限りでない。 ⑥設備は容易に持ち運びできないこと。 ⑦設備には、自動警報装置を設置すること。 ⑧帳簿類を備え、責任者を定めて、出納の都度明確に記録すること。

○「知事が指示する安全な場所」以外の安全な場所（規16⑤）

金属のロッカーや金庫などの堅固な設備に収納し施錠すること。

別紙第3 火薬類を所持することができる場合

- ① 製造業者等が、その製造した火薬類を所持するとき。
- ② 販売業者が、販売するための火薬類を所持するとき。
- ③ 火薬類を譲り受ける許可を得た者が、その許可に基づき火薬類を所持するとき。
- ④ 火薬類の輸入の許可を受けて輸入した者が、輸入した火薬類を所持するとき。
- ⑤ 運送、貯蔵その他の取扱を委託された者が、その委託を受けた火薬類を所持するとき。
- ⑥ 相続又は遺贈により火薬類の所有権を取得した者が、その火薬類を所持するとき。
- ⑦ 法人の合併又は分割により火薬類の所有権を取得した者が、その火薬類を所持するとき。
- ⑧ 火薬類を所持することができる者が、残火薬の処分を目的として譲渡又は廃棄をしなければならない場合に、その措置をするまでの間所持するとき。
- ⑨ 以上の場合において、事業者の従業者が、その職務上火薬類を所持するとき。

別紙第4 工事業者等が火薬類譲受許可等を受ける際の添付書類一覧

提出書類	区分	土 木 工 事 又 は 採 石 の 場 合	コ ン ク リ ー ト 破 砕 器 を 用 い る 場 合	建 設 用 鋳 打 ち 銃 用 空 包 を 用 い る 場 合	鉱 山 保 安 法 2 条 に 規 定 す る 鉱 山
火薬類消費計画書		○	○	○	○
火薬類取扱者名簿		○	○		○
工事証明書		※1	※1		
火薬類積算書		※2	※11		
火薬類取扱保安責任者等選任届(免状の写し及び履歴書を添付すること。)		※3			
消費場所案内図(5 万分の 1 又は 2 万 5 千分の 1 の地図を用いること)		○	※12		○
消費場所見取図(消費場所を中心に半径 200m 以内の民家、道路を明示すること。)		○	※12		○
火薬類火工所構造図		○	※13		
火薬類取扱所構造図		※4			
同意書		※5	※5		
請負契約書の写し		※6	※6		
出向証明書及び受諾書		※7			
保安手帳又は従事者手帳(原本を提出。確認後返却。)		○			
銃砲所持許可証の写し、人命救助等に従事する者の届出済証明書の写し				○	
コンクリート破砕器作業主任技能講習修了証の写し			○		
火薬類貯蔵承諾書		※8	※8		
採石の認可証の写し		※9			
消費を許可する旨の証明書		※10	※10		
取扱い制限を受ける者に該当しないことへの申立書(参考 p 88)		※3			

※1：受注工事の場合に限る。

※2：受注工事以外の工事の場合に限る。

※3：火薬又は爆薬を 1 か月あたり 25kg 以上消費する場合に限る。(副保安責任者は火工所ごとに一人以上選任すること(規 69))

※4：火薬又は爆薬を 1 日あたり 25kg を超えて消費する場合に限る。

※5：消費場所が第三者の所有に係る場合又は消費場所の半径 100m 以内に民家がある場合には、当該第三者又は民家の所有者等の書面による同意を得ること。

※6：下請業者が申請する場合は、請負契約書の写しを添付すること。

※7：取扱保安責任者が申請者の被用者ではない場合に限る。

※8：火薬類譲受・消費許可の申請を行う場合であって、火薬庫が第三者の所有に係る場合に限る。但し、火薬類消費計画書に記載される火薬類が第三者の所有に係るものであり、当該火薬の保管承認印の押印がある場合を除く。

※9：碎石に用いる場合に限る。

※10：火薬類譲受・消費許可の申請を行う場合であって、保安林内や国立公園等内で消費する場合に限る。

※11：火薬類譲受・消費許可の申請を行う場合であって、受注工事以外の工事の場合に限る。

※12：コンクリート破砕器の使用場所を特定できない場合は不要。

※13：一日当たり 150 個を超えて使用する場合に限る。

<書類作成上の注意事項>

(1) 申請書（様式第10、様式第50）

- ア 代 表 者 ○申請者が個人である場合にはその者の氏名を記載すること。
○申請者が法人である場合には、法人名及び代表者名を記載すること。
○代理申請の場合は、申請人を代理人とするに足りる内容の委任状が添付されており、かつ、委任を受けた者の氏名があること。
○申請者が下請業者の場合は、請負契約が明確でない場合には、許可しない。
○「共同企業体」による工事の場合は、共同企業体を構成する個々の法人がそれぞれ申請するか、共同企業体を代表する法人が申請すること。
- イ 事務所所在地 ○許可を受けようとする者が個人である場合にはその者の現住所及び電話番号を、法人の場合には本社の所在地及び電話番号を記載すること。
- ウ 職 業 ○申請者が個人である場合には、申請者の職業を記載すること。
○申請者が法人である場合には、登記されている事業内容を記載すること。
- エ 住 所 ・ 氏 名 ○申請者が個人である場合にはその者の住所及び氏名を記載すること。
○申請者が法人である場合には代表者の住所及び氏名を記載すること。
- オ 火薬類の種類及び数量 ○工事証明書又は火薬類積算書の内容から火薬類の種類ごとに適当な数量を記載すること。
- カ 譲 受 目 的 ○公共の安全を害するおそれのあるものでないこと。
- キ 譲 受 期 間 ○6か月以内であって適正な期間とすること。
- ク 貯蔵又は保管場所 ○譲り受けようとする火薬類を保管しようとする場所を記載すること。
- ケ 消費に関する事項 ○日時（期間）は、発破の時間を定めている場合はその時間を記載し、そうでない場合は残火薬の返納等を考慮して消費時間を定めること。なお、昼夜兼行の場合はその旨記載すること。
○消費場所は、字名、地番まで詳細に記載するとともに消費場所見取図に明確に図示すること。
○同一工事で消費地点が二か所以上に分かれる場合には、それぞれの地点を具体的に明示すること。
○建設用びょう打ち銃用空包の無許可消費の場合（一日200個以下（その原料をなす火薬又は爆薬 0.4g以下のものにあっては、400個以下））には、当面の消費場所以外は消費地を特定せず、県内一円とすることができる。
○コンクリート破砕器の無許可消費の場合（一日150個以下の消費の場合）には、当面の消費場所以外は、消費地を特定せず申請できる。ただし、消費地の範囲は、当該譲受許可を行う消防局管内に限る。この場合において、譲受許可申請書記載の消費場所以外の場所で消費しようとするときには、消費する日の前日までに譲受許可を受けた消防局に消費届（各消防局が定める様式による）を提出すること。

(2)火薬類消費計画書

- 計画書は消費現場を熟知し、火薬の消費に責任のある者（取扱責任者・現場責任者等）が計画、作成すること。
○発破対象物が、岩盤・転石・コンクリート等種類が異なる場合又は火薬と爆薬を使用する場合などは、計画書は、発破対象物ごと、又は火薬類の種類ごと別々に作成すること。
○発破計画には、一日の平均使用量の他に「一日の最大使用見込量」及び「一か月の最大使用量」を明記すること。

(3)火薬類取扱者名簿

- 取扱者には、消費現場において火薬類を取り扱う必要のある者をすべて含めること。
○火薬類出納責任者は、火薬類取扱所・火工所及び発破場所における火薬類の出納に関する責任者をいうものとし、これらに関する帳簿類の記載責任者を兼任させること。
○異なる責任者を置くときは、それぞれの責任者の担当区分を明示すること。

(4)工事証明書

- 工事証明書は、当該申請に係る「火薬類の種類、数量」が記載されているものであること。

※工事証明書で証明されている「火薬類の種類」について証明されている「数量」以下に限り、譲受・消費の許可を行う。

○火薬類積算書には、次の算式により算出した必要薬量を記載すること

$$\text{必要総薬量 (kg)} = \text{発破する対象物の総量(m}^3\text{)} \times 1\text{m}^3\text{当たりの平均必要薬量(Kg/m}^3\text{)}$$

(5)消費場所見取図

○発破地点を中心とした半径200m以内の図面とし、現場の状況を詳細に記載すること。

○この範囲に道路又は民家等がある場合には、それらまでの水平直線距離を実測して、その値を記載すること。

○この見取図に図示された地点を発破場所として扱うので、正確に記載すること。

○設置する火薬類取扱所・火工所の場所を明示すること。

○定期バスの通る道路又は民家等が発破場所から100m以内に存する場合には、法第52条の規定により公安委員会の意見聴取を行うので、申請書を4部提出すること。

(6)その他の事項

○採石法に基づく採取計画の許可の適用を受けている事業所については、採取計画の認可の有効期間内に限り、許可をすることとしているので留意されたい。

別紙第5 運搬に関する技術上の基準

1 異種火薬類の混載（内閣府令第14条関係）

A B			火薬	爆薬	工 品									
					火工 工業雷管 電気雷管 導火管付き雷管		信管		実包 ・ 空包	導爆線・制御発破用コード	爆弾、魚雷、ロケット弾、砲弾等 （さく薬の装てんされているもの （焼い剤を用いたものを除く）	煙火		左記以外の火工品 （焼い剤を用いたものを除く。）
					特別な容器に収納されたもの	左記以外のもの	信管（捕鯨用を除く）	捕鯨用信管				引き玉 クラッカーボール	左記以外のもの	
火薬			○	○	○			○	○	○	○		○	○
爆薬			○	○	○				○	○	○			○
火	工業雷管	特別な容器に収納されたもの	○	○		○	○	○	○	○				○
	電気雷管	同上												
	導火管付き雷管	上記以外のもの			○	○	○	○	○					○
工	信管	信管（捕鯨用を除く。）			○	○		○	○	○	○			○
		捕鯨用信管	○		○	○	○		○	○	○			○
	実包・空包		○	○	○	○	○	○		○	○			○
導爆線・制御発破用コード		○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
爆弾、魚雷、ロケット弾、砲弾等でさく薬の装てんされているもの（焼い剤を用いたものを除く。）		○	○			○	○	○	○					○
品	煙火	クラッカーボール・引き玉											○	
		上記以外のもの	○									○		
	上記以外の火工品（焼い剤を用いたものを除く。）		○	○	○	○	○	○	○	○	○			

備考

1 ○印は、A欄に掲げる当該区分の火薬類とB欄に掲げる当該区分の火薬類とを混載できるものであることを示す。

2 3種類以上の火薬類を混載する場合は、それぞれの火薬類相互がこの表によって混載できるものでなければならない。

3 特別な容器とは、第12条第2項の規定による告示で定める特別な容器をいう。

4 特別な容器に収納された工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管と混載できる火薬又は爆薬の総量は、火薬4.5ト以下又は爆薬2.25ト以下とする。（火薬と爆薬を混載する場合は、火薬2トを爆薬1トの割合で換算し、混載する量が爆薬2.25ト以下とする。）

2 運搬の方法

(1) 自動車（二輪の自動車を除く）で火薬類を運搬する場合は、運搬距離によって次の式で算出したDの値が1を超える場合は二人以上の運転要員が必要となります。この場合において、一人の運転手が連続して運転する距離もこの式で計算し、Dの値が1を超えてはならない。

$$D = \frac{d1}{340} + \frac{d2}{200}$$

d1:高速自動車国道による運搬距離 (km)
d2:高速自動車国道以外の道路による運搬距離 (km)

(2) 自動車（二輪の自動車を除く。）で運搬する場合は、見張人をつけること。

- (3) 夜間や視界が悪い場合は、車両の前後15mのところに赤色灯を置いて駐車すること。
- (4) 火薬類の近くで喫煙したり、火気を扱わないこと。
- (5) 火薬類の積み卸しには手かぎ類を使わないこと。
- (6) 火薬類を積み卸しするときは、エンジンを止めて行うこと。
- (7) 火薬類を積み卸しする場所、荷台等を積み卸しの前後によく掃除しておくこと。
- (8) 火薬類の積み卸し作業には、底に鉄びょうを打った靴をはかないこと。
- (9) 火薬類の積み卸しは、夜間を避けて行うこと。

3 標識

火薬類を運搬する車両には、下表に該当する場合を除き、次のような標識を掲げるものとする。

運搬する火薬類が右の量以下	火 薬	爆 薬	工業雷管又は電気雷管	導火管付雷管	銃用雷管	導爆線	実包空包又はコンクリート破砕器	制弾発破用コード	薬液注入用薬包
	10kg	5kg	100個	25個	1万個	100m	1,000個	20m	—



【自動車で運搬する場合】

標識の形状：標示板

地色：赤色

文字：白色

大きさ：縦35cm以上×横50cm以上

【二輪自動車及び軽車両で運搬する場合】

標識の形状：標旗

地色：赤色

文字：白色

大きさ：0.35㎡以上

別紙第6 煙火の消費基準

煙火は多数の観客が鑑賞するために打ち揚げるものであるから危険予防については十分留意する必要がある。このため、事前に所轄の警察署、消防署又は海上保安部その他関係者と十分に協議して、万全の対策を講じておくこと。

1 用語の説明

(1) 保安距離

火薬類取締法施行規則第56条の4第4項第1号の規定に基づき、打揚煙火の打揚筒及び仕掛煙火の設置場所から保安物件に対して確保すべき水平最短の安全な距離をいう。

(2) 保安物件

通路、人の集合する場所、建物等で煙火消費に伴う万一の災害事故から保護すべき物件をいう。ただし、下記の条件をすべて満たす建物は保安物件として見なさないものとする。

ア 耐火建築物又は準耐火建築物で保安物件と見なさないことについて、所有者等の同意が得られること。

イ 保安物件に対する災害防止対策（消火体制を含む）を実施すること。

ウ 消費時間帯に関係者以外の者が保安物件の内外に出入りしないこと。

(3) 建物等

人が1日の相当部分にわたって居住、勤務又は出入りする住家、事務所、店舗、図書館その他これに類する建築物をいう。ただし、倉庫、物置、厩舎等は含まないものとする。

(4) ぽか物

少量の割火薬を用いた重量の軽い煙火をいう。

2 消費場所の基準

仕掛煙火、打揚煙火（割物、吊物、音物）の別、煙火玉の大きさ、消費場所の地形、付近建物の構造、観覧者に対する警備警戒、消防活動等の防災対策、その他の状況により一律の基準は困難であるが「安全な距離」の基準、消費場所の区分は次のとおりとする。

ア 第1種消費場所： 周辺に家屋等が密集し、観衆が多数集合する場所

イ 第2種消費場所： 周辺に家屋等が密集するが観衆が少ない場所又は家屋等が少ないが観衆が多数集合する場所

ウ 第3種消費場所： 周辺に家屋、観衆共に少ない場所

(1) 打揚煙火の保安距離

表 1 打揚煙火の保安距離

号数	玉の寸法	第 1 種消費場所 の 保 安 距 離	第 2 種消費場所 の 保 安 距 離	第 3 種消費場所 の 保 安 距 離	ぽか物 (信号等)
2.5	7.5cm以下	1 0 0 m	6 0 m	3 5 m	3 5 m
3	9	1 2 0	8 0	4 5	4 5 m
4	1 2	1 3 0	9 0	5 0	5 0 m
5	1 5	2 3 0	1 3 0	9 0	9 0 m
6	1 8	2 5 0	2 0 0	1 3 0	1 3 0 m
7	2 1	2 5 0	2 0 0	1 3 0	
8	2 4	2 5 0	2 0 0	1 3 0	
10	3 0	3 0 0	2 5 0	1 3 0	
15	4 5	4 0 0	3 5 0	3 0 0	
20	6 0	5 2 0	4 7 0	4 2 0	
30	9 0	6 5 0	6 0 0	5 5 0	
40	1 2 0	7 0 0	6 5 0	6 0 0	

(2) 打揚煙火以外の煙火（仕掛煙火）の保安距離

打揚煙火以外の保安距離は、ア、イ、ウ、エ、オに掲げるとおりとする。ア～オ以外はその都度協議する。

ア 地上開発花火（地上に設置をして開かせるもの）

煙火の開発半径に 3 0 mを加えた距離とする。

イ スターマイン

スターマインの保安距離については、表 1 のとおりとする。

ウ 水中仕掛、粹物・網物

水中仕掛・粹物・網物については、表 2 のとおりとする。

エ 小型煙火

小型煙火の保安距離については、表 3 のとおりとする。

オ 噴出煙火

- 1 手筒煙火の消費場所は、当該手筒煙火に詰められた黒色火薬の重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対して安全な距離をとること。手筒を消費する場所は、それぞれの煙火の薬量に応じ、観客、建物等に対して、表 4 の距離を確保しなければならない
- 2 手筒煙火を消費する者は、消費計画書に記載されている火薬類を取り扱う必要のある者のうち、特に定めた者に限るものとする。
- 3 手筒煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれのある場合には、手筒煙火の消費を中止すること。
- 4 手筒煙火の消費中は、他の手筒煙火を消費している者に対して安全な距離をとること。手筒煙火を 2 本以上同時に消費する場合は、手筒煙火の薬量に応じて、筒相互間に表 4 の間隔を確保する。
- 5 薬量が 1.8 k g（鉄粉を含む。）を超える手筒煙火は、点火してから火の粉、火花が十分に噴出するまで、筒を手にとって（抱えることを含む。）はならない。
- 6 火の粉が十分に噴き出している間は、噴出口及び筒底を自己又は他人の身体に向けないこと。

- 7 手筒煙火の消費に際しては、あらかじめ定めた危険区域内に関係者のほかは立ち入らないような措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。
- 8 手筒煙火を消費する場所では、同時に乱玉等の仕掛煙火を消費してはならない。
- 9 手筒煙火に点火しても火の粉が噴き出さないときは、噴出口をのぞき込まずに、噴出口から筒に多量の水を注入すること。
- 10 手筒煙火の消費場所には、消火用水、バケツ等を用意すること。

(3) その他の特殊な煙火の保安距離

煙火の仕様、取扱方法及び消費現象について資料をもってその都度協議する。

表2 水中仕掛、粋物・網物

種 類		保 安 距 離
水中仕掛	発射方式	設置位置及び着水位置より表1における第2種保安距離以上とする。
	設置方式	設置位置より表1における第2種保安距離以上とする。
	その他	消費予定位置より表1における第2種保安距離以上とする。
粋物・網物		20m以上の距離とする。

表3 小型煙火の保安距離

小型煙火の分類		保安距離
噴出、回転、推進及び音、光(噴水、火車、爆竹、縄火等)で発射薬を使用しないもの	設置固定した場所から動かないもの	火の粉の飛散範囲の1.5倍とする。 ただし、その距離が20mに満たない場合は20mとする。
	限定された範囲内で推進するもの	
球状若しくは円筒形の星等(乱玉、トラ、花束等)及び球状若しくは円筒状の煙火部品(小割、音、飛翔、笛等)を発射薬を使用して連続的に打ち上げるもの	星等を打ち揚げて、二次点火しないもの	
	内筒等を打ち揚げて、二次点火するもの	火の粉の開発半径の1.5倍とする。 ただし、その距離が40mに満たない場合は40mとする。

※表3は最低限確保すべき保安距離であって、必要と判断される場合は、消費場所の地形等の地理的状況、風等の自然環境及び警備方法や火災の警戒等その他の状況を考慮し、必要な保安距離をこれ以上確保するものとする。

表4 手筒煙火の保安距離

区分	薬量		筒の噴き出し 方向の前後	筒の側面	筒相互の間隔
手筒煙火	300 g	直立して点火するもの	—	5	3.0
	以下	上記以外のもの	10	5	3.0
	300 g を超え、600 g 以下		20	10	3.0
	600 g を超え、1,200 g 以下		30	15	3.0
	1,200 g を超え、1,800 g 以下		40	20	3.0
	1,800 g を超え、3,000 g 以下		60	30	5.0
	3,000 g を超えるもの		※煙火の仕様、取扱方法及び消費現象についての資料をもって、その都度、協議する。		

3 消費上の基準

消費中の事故を防止するための措置として、「煙火の消費の技術上の基準」（規第56条の4）のほかに次の各号の対策を確実に実施してください。

(1) 以下に掲げるいずれかの場合に該当するときは、煙火消費を中止する。

ア 火薬類取締法に定めのある煙火消費の基準等から逸脱する場合

- 1 火薬類取締法施行規則第56条の4に掲げられている技術上の基準を遵守できないとき。
- 2 消費許可に付随した附款を遵守できないとき。
- 3 消費許可申請書に記載した危険予防の方法が遵守されないとき。
- 4 火薬消費中に事故が発生したとき。

イ 消費場所における天候等の原因により、危険な状況になるおそれがある場合

- 1 風速10m以上の強風が一定時間継続し、煙火の消費を実施することで、周囲の状況等が危険な状況になるおそれがあるとき。
- 2 地震や河川・湖などの増水、高波又は高潮などにより、周囲の状況等が危険な状況になるおそれがあるとき。
- 3 火災警報が発令されたとき。
- 4 落雷の危険性が高まった場合（AMラジオの雑音回数が増えるなど）

(2) 保安距離内に関係者以外の者が立ち入る恐れのある場合には、立入禁止区域を明示し、さく、見張り人等を配置すること。

(3) 黒玉の出た場合には、できるだけ当日回収すること。

(4) 打揚場所の近くに消火器を備えるなど、消火のための準備をすること。

(5) 発射方式の水中仕掛煙火の場合は、次のことに留意すること。

ア 発射薬量の再確認を行うこと。

イ 観衆及び保安物件に向けての発射を禁止すること。

ウ 必要に応じて試射の実施を行うこと。

エ 水上での煙火打揚げは、できる限り台船上で行うこと。

(6) 打揚げ従事者を保護する防護措置及び安全対策については、公益社団法人日本煙火協会の「煙火の消費保安基準」に準じて実施すること。

(7) 無許可消費の打ち上げ煙火等の保安距離は、煙火の消費基準のうち、第2種消費場所の保安距離を準用すること。

(8) 保安距離内でのドローンの使用は禁止する

(9) 現地確認には、主催者及び煙火打揚業者は可能な限り立ち合うこと

別紙第 7 各種帳簿の備付け及び報告書等

事業者の区分		備置すべき帳簿	報告書	報告期限
煙火の製造業者			毎日製造した火薬類の種類ごとの数量を毎年度集計した報告書	鳥取県危機管理部消防防災課へ毎年度終了後30日以内
			火薬類製造営業許可申請書の記載事項等に変更があつた旨の報告書	鳥取県危機管理部消防防災課へ変更があつた後すぐに
火薬類の販売業者		販売業者備付け帳簿（販売業明細簿等）（県が定める様式）	帳簿に記載すべき事項 火薬類販売報告書（年報） <u>（鳥取県様式第4号）</u>	鳥取県危機管理部消防防災課へ年度終了後30日以内
			許可された内容について変更があつた旨の報告書	鳥取県危機管理部消防防災課へ変更があつた後すぐに
火薬庫の所有者・占有者		火薬庫備付け帳簿（火薬庫出納明細簿等）（県が定める様式）	火薬庫報告書（年報） <u>（鳥取県様式第7号）</u>	鳥取県危機管理部消防防災課へ年度終了後30日以内
			火薬庫の設置許可の内容に変更があつたとき	鳥取県危機管理部消防防災課へ変更があつた後すぐに
火薬庫外貯蔵場所の指示を受けたもの		火薬庫外貯蔵場所備付け帳簿（出納明細書）（各消防局が定める様式）		
火薬類消費者	一か月の火薬・爆薬の消費量が25kg以上の者	火薬類消費者備付け帳簿（火薬類消費者）（各消防局が定める様式） 火薬類取扱所、火工所、発破場所備付け帳簿	火薬類消費報告書（年報） <u>（鳥取県様式第9号）</u>	消費地を管轄する消防局へ年度終了後30日以内に報告
	その他の消費者	火薬類取扱所、火工所、発破場所備付け帳簿		
煙火消費者		-	煙火消費報告書（消防局の定める様式）	消費終了後、速やかに消費地を管轄する消防局又は消防署へ

様式第 1（規則第 2 条関係）

×整 理 番 号	
×審 査 結 果	
×受 理 日	年 月 日
×許 可 番 号	

火薬類製造営業許可申請書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

（代表者）氏名

名 称		
事務所所在地（電話）		
製造所所在地（電話）		
（代表者）住所 氏名		
欠 格 事 由 に 関 す る 事 項	1 法第 44 条の規定により許可を取り消され、取消 しの日から 3 年を経過していない者	
	2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又 は執行を受けることのなくなった後 3 年を経過して いない者	
	3 成年被後見人	
	4 法人又は団体であつて、その業務を行う役 員 のうちに前三号のいずれかに該当する者が あるも の	

別紙添付書類 1 事業計画書
2 危害予防計画書
3 会社にあつては、定款の写し

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第2（規則第6条関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

危害予防規程（変更）認可申請書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

（代表者）氏名

名 称	
事務所所在地（電話）	
製造所所在地（電話）	
（代表者）住所氏名	
変更の場合はその変更の内容	

別紙添付書類 1 危害予防規程
2 変更のときは、当該変更の概要を記載した書面

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第3（規則第6条関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

危害予防規程変更届

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

（代表者）氏名

名 称	
事務所所在地（電話）	
製造所所在地（電話）	
変 更 の 内 容	

別紙添付書類 当該変更の概要を記載した書面

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第 4（規則第 7 条関係）

×整 理 番 号	
×審 査 結 果	
×受 理 日	年 月 日
×許 可 番 号	

火薬類製造施設等変更許可申請書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

（代表者）氏名

名 称	
事務所所在地（電 話）	
製造所所在地（電 話）	
（代 表 者）住所氏名	
変 更 の 種 類	

別紙添付書類 当該変更の概要を記載した書面

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第5（規則第8条、第14条関係）

×整理番号	
×受理日	年 月 日

{
 火薬類製造施設
 火 薬 庫
 }
 軽微変更届

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

(代表者) 氏名

名 称	
事務所所在地（電 話）	
製造所 } 火薬庫 } 所在地(電話)	
変 更 の 内 容	

別紙添付書類 当該変更の概要を記載した書面

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第 6（規則第 10 条関係）

×整 理 番 号	
×審 査 結 果	
×受 理 日	年 月 日
×許 可 番 号	

火薬類販売営業許可申請書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

（代表者）氏名

名 称		
販売所所在地(電話)		
(代表者) 住所氏名		
販売する火薬類の種類		
欠格事由に関する事項	1 法第 44 条の規定により許可を取り消され、取消しの日から 3 年を経過していない者	
	2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった後 3 年を経過していない者	
	3 成年被後見人	
	4 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの	

別紙添付書類 1 事業計画書

2 会社にあつては、定款の写し

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第 7（規則第 13 条関係）

×整 理 番 号	
×審 査 結 果	
×受 理 日	年 月 日
×許 可 番 号	

火薬庫設置等許可申請書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

（代表者）氏名

名 称	
事務所所在地（電話）	
職 業	
（代表者）住所氏名	
火薬庫所在地（電話）	
火薬庫の種類及び棟数	
貯蔵火薬類の種類及び その最大貯蔵量	
設備、移転、変更の別 （移転又は変更の場合 にはその理由）	
備 考	

別紙添付書類 火薬庫工事設計明細書

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
 - ×印の欄は、記載しないこと。
 - 移転または変更の場合には、新旧を併記すること。
 - 2 級火薬庫にあつては、備考の欄にその使用期間を記載すること。

火薬庫工事設計明細書 (例)

1 火薬庫の位置：

2 火薬庫の面積：

	間 口	奥 行	内 面 積
爆 薬 庫			
火 工 品 庫			

3 設置場所付近の状況：

4 保安距離：

	保安物件の名称	同左までの距離	法定保安距離
第1種保安物件			
第2種保安物件			
第3種保安物件			
第4種保安物件			

5 火薬庫の設置期間：

6 火薬庫の構造、設備の明細

(1) 基 礎：

(2) 床 面：

(3) 屋 根：

(4) 外 壁：

(5) 内 壁：

(6) 天 井：

(7) 窓：

(8) 扉：

(9) 施 錠：

(10) 換 気 孔：

(11) 通 気 孔：

(12) 避雷装置：

(13) 土 提：

(14) 照明設備：

(15) 警鳴装置：

(16) 警戒設備：

(17) 防火設備：

(18) 排水設備：

(19) そ の 他：

様式第8（規則第14条の2関係）

×整理番号	
×受理日	年 月 日

火 薬 庫 承 継 届

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

（代表者）氏名

名 称	
事 務 所 所 在 地（電 話）	
職 業	
（代表者）住所氏名（年齢）	
火 薬 庫 所 在 地（電 話）	
火 薬 庫 の 種 類 及 び 棟 数	
貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量	
前所有者又は前占有者の 住 所 氏 名	
承 継 の 理 由	
承 継 の 期 日	
備 考	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の欄は、記載しないこと。
 - 3 2級火薬庫にあつては、備考の欄にその使用期間を記載すること。

様式第9（規則第35条関係）

消防局の定める様式を使用してください。

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類譲渡許可申請書

年 月 日

鳥取市、岩美郡及び八頭郡にあつては、管理者

倉吉市及び東伯郡にあつては、鳥取中部ふるさと広域連合長

米子市、境港市、西伯郡及び日野郡にあつては、消防局長

様

（代表者）氏名

名	称	
事務所所在地（電話）		
職	業	
（代表者）住所氏名（年齢）		
火薬類の種類及び数量		
譲渡目的		
譲渡期間（6か月を超えないこと。）		自 年 月 日 至 年 月 日
譲渡火薬類の所在場所		
譲渡の相手方	住 所	
	氏 名	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第 1 0 （規則第 3 6 条関係）

消防局の定める様式を使用してください。

×整 理 番 号	
×審 査 結 果	
×受 理 日	年 月 日
×許 可 番 号	

火薬類譲受許可申請書

年 月 日

鳥取市、岩美郡及び八頭郡にあつては、管理者
倉吉市及び東伯郡にあつては、鳥取中部ふるさと広域連合長
米子市、境港市、西伯郡及び日野郡にあつては、消防局長

様

（代表者）氏名

名	称	
事 務 所 所 在 地 （ 電 話 ）		
職	業	
（ 代 表 者 ） 住 所 氏 名 （ 年 齢 ）		
火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量		
譲 受 目 的		
譲受期間（6 か月を超えないこと。）		自 年 月 日 至 年 月 日
貯 蔵 又 は 保 管 場 所		
消 費 に 関 する 事 項	目 的	
	日 時 （ 期 間 ）	
	場 所	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第 1 2（規則第 3 8 条の 2 関係）

消防局の定める様式を使用してください。

×整 理 番 号	
×審 査 結 果	
×受 理 日	年 月 日
×許 可 番 号	

火薬類 譲渡
譲受 許可証書換申請書

年 月 日

鳥取市、岩美郡及び八頭郡にあっては、管理者
倉吉市及び東伯郡にあっては、鳥取中部ふさと広域連合長
米子市、境港市、西伯郡及び日野郡にあっては、消防局長

様

（代表者）氏名

許 可 証	番 号		
	交 付 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 項	区 分	旧	新
	住 所		
	氏名(年齢)又は名称		
	職 業		
変 更 年 月 日			

別紙添付書類 譲渡許可証又は譲受許可証

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第 1 3（規則第 3 9 条関係）

消防局の定める様式を使用してください。

×整 理 番 号	
×受 理 日	年 月 日

火薬類 譲渡
譲受 許可証再交付申請書

年 月 日

鳥取市、岩美郡及び八頭郡にあつては、管理者
倉吉市及び東伯郡にあつては、鳥取中部ふさと広域連合長
米子市、境港市、西伯郡及び日野郡にあつては、消防局長

様

（代表者）氏名

名 称		
事務所所在地(電話)		TEL ()
職 業		
(代表者)住所氏名(年齢)		
許 可 証	種 別	譲渡許可証 ・ 譲受許可証
	番 号	
	交 付 年 月 日	年 月 日
申 請 の 理 由		

別紙添付書類 申請の理由が譲渡許可証又は譲受許可証の汚損であるときは、汚損した当該許可証

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第 1 4（規則第 4 1 条、第 4 2 条関係）

×整 理 番 号	
×受 理 日	年 月 日

完成検査申請書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

（代表者）氏名

名 称	
事務所所在地（電話）	
製造所又は火薬庫の所在地（電話）	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
完 成 年 月 日	年 月 日

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 - 2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第 16 (第 42 条関係)

×整 理 番 号	
×受 理 日	年 月 日

指定完成検査機関完成検査受検届

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

(代表者) 氏名

名 称	
事務所所在地 (電話)	
製造所又は火薬庫の所在地 (電話)	
検査を受けた製造施設又は火薬庫	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
完成検査証の検査番号	年 月 日 指定完成検査機関名 第 号
検査を受けた年月日	年 月 日

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第 17 (第 43 条関係)

×整 理 番 号	
×受 理 日	年 月 日

完成検査結果報告書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

(代表者) 氏名

名 称	
検査を行つた製造所又は 火薬庫の所在地 (電話)	
検査を行つた製造所又は 火薬庫	
検 査 の 結 果	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
完成検査証の検査番号	年 月 日 指定完成検査機関名 第 号
検査年月日検査職員氏名	年 月 日
備考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第 18（規則第 44 条の 2 関係）

×整 理 番 号	
×受 理 日	年 月 日

保安検査申請書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

（代表者）氏名

名 称	
事務所所在地（電話）	
製造所又は火薬庫の所在地（電話）	
完成検査証の交付年月日	年 月 日
前回の保安検査に係る 保安検査証の交付年月日	年 月 日

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 - 2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第20（第44条の3関係）

×整理番号	
×受理日	年 月 日

指定保安検査機関保安検査受検届

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

（代表者）氏名

名 称	
事務所所在地（電話）	
製造所又は火薬庫の所在地（電話）	
検査を受けた特定施設又は火薬庫	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
保安検査証の検査番号	年 月 日 指定保安検査機関名 第 号
検査を受けた年月日	年 月 日

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第 2 1 (第 4 4 条の 4 関係)

×整 理 番 号	
×受 理 日	年 月 日

保安検査結果報告書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

(代表者) 氏名

名 称	
検査を行つた製造所又は 火薬庫の所在地 (電話)	
検査を行つた特定施設又 は火薬庫	
検 査 の 結 果	
保安検査証の検査番号	年 月 日 指定保安検査機関名 第 号
検 査 年 月 日 検 査 職 員 氏 名	年 月 日
備 考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第 25 (第 44 条の 14 関係)

× 整 理 番 号	
× 受 理 日	年 月 日

完成検査記録届

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

(代表者) 氏名

名 称	
事務所所在地 (電話)	
製造所又は火薬庫の所在地 (電話)	
変更許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
検 査 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日
検査結果を確認した責任者	

別紙添付書類 火薬類取締法施行規則第 44 条の 14 第 1 項に掲げる事項を記載した検査の記録

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第26（第44条の14関係）

×整理番号	
×受理日	年 月 日

保安検査記録届

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

（代表者）氏名

名 称	
事務所所在地（電話）	
製造所又は火薬庫の所在地（電話）	
前回の保安検査に係る保安検査証の交付年月日又は終了年月日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
検査結果を確認した責任者	

別紙添付書類 火薬類取締法施行規則第44条の14第2項に掲げる事項を記載した検査の記録

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第 27 (規則第 46 条関係)

×整 理 番 号	
×審 査 結 果	
×受 理 日	年 月 日
×許 可 番 号	

火薬類輸入許可申請書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

(代表者) 氏名

名 称	
事 務 所 所 在 地 (電 話)	
職 業	
(代表者) 住所氏名(年齢)	
火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量	
輸 入 の 目 的	
輸 入 先	
製造所名及びその年月日	
陸 揚 げ 予 定 期 日	
輸 入 港 名	
貯 蔵 又 は 保 管 場 所	

別紙添付書類 火薬又は爆薬にあつてはその成分および配合比、火工品にあつてはその構造及び組成を記載した書類

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第28（規則第47条関係）

×整理番号	
×受理日	年 月 日

火 薬 類 輸 入 届

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

（代表者）氏名

名 称	
事務所所在地（電話）	
職 業	
（代表者）住所氏名（年齢）	
火薬類の種類及び数量	
輸 入 許 可 番 号	
積 載 船 名	
陸 揚 日	
貯 蔵 又 は 保 管 場 所	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第 2 9 (規則第 4 8 条関係)

消防局の定める様式を使用してください。

×整 理 番 号	
×審 査 結 果	
×受 理 日	年 月 日
×許 可 番 号	

火薬類消費許可申請書

年 月 日

鳥取市、岩美郡及び八頭郡にあつては、管理者

倉吉市及び東伯郡にあつては、鳥取中部ふるさと広域連合長

米子市、境港市、西伯郡及び日野郡にあつては、消防局長

様

(代表者) 氏名

名 称	
事 務 所 所 在 地 (電 話)	
職 業	
(代表者)住所氏名(年齢)	
火薬類の種類及び数量	
目 的	
場 所	
日 時 (期 間)	
危 険 予 防 の 方 法	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第 3 0 （規則第 6 5 条関係）

×整 理 番 号	
×審 査 結 果	
×受 理 日	年 月 日
×許 可 番 号	

火薬類廃棄許可申請書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

（代表者）氏名

名 称	
事務所所在地（電話）	TEL ()
職 業	
（代表者）住所氏名（年齢）	
火薬類の種類及び数量	
廃 棄 す る 理 由	
方 法	
場 所	
日 時	
廃棄を指揮する者の氏名	
危 険 予 防 の 方 法	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第50（規則第90条の2関係）

消防局の定める様式を使用してください。

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類譲受・消費許可申請書

年 月 日

鳥取市、岩美郡及び八頭郡にあつては、管理者

倉吉市及び東伯郡にあつては、鳥取中部ふるさと広域連合長

米子市、境港市、西伯郡及び日野郡にあつては、消防局長

様

（代表者）氏名

名	称	
事務所所在地（電話）		TEL ()
職	業	
（代表者）住所氏名（年齢）		
火薬類の種類及び数量		
目的		
譲 受 期 間 （6 か月を超えないこと。）		
貯 蔵 又 は 保 管 場 所		
消費 に関 する 事項	場 所	
	日 時 （ 期 間 ）	
	危 険 予 防 の 方 法	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

(規則第67条の2関係) (鳥取県様式)

保安教育計画(変更)認可申請書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

(代表者) 住 所
氏 名

別紙のとおり保安教育 $\left[\begin{array}{l} \text{を実施したいので、} \\ \text{計画を変更したいので、} \end{array} \right]$ 火薬類取締法第29条の規定によ
り、申請します。

様式第1号（第2条関係）

火薬庫外貯蔵場所指示申請書

年 月 日

職 氏名 様

※申請場所を管轄する管理者、広域連合長又は
消防局長

消防局の定める様式を使用してください。

（代表者）氏名

名	称	
事 務 所 所 在 地 (電 話 番 号)		
職	業	
（代表者）住所、氏名及び 年齢		
貯 蔵 場 所	所 在 地	
	所 有 者	
	構 造	
貯蔵する火薬類の種類及 び最大貯蔵量		
出納責任者氏名及び資格		
使 用 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
使 用 目 的		
販売営業（譲受・消費） 許可年月日及び番号		年 月 日 第 号

添付書類

- 1 貯蔵場所の構造図
- 2 貯蔵場所付近の状況図（付近の保安物件との距離を明確に表示したもの）
- 3 貯蔵場所が他人の所有に係るものであるときは、その者の承諾書
- 4 盗難防止の措置の概要を記載した書類

様式第2号（第3条関係）（鳥取県様式）

火薬類販売営業（火薬庫）廃止届

年 月 日

職 氏名 様

※火薬庫外貯蔵所を廃止するときは

申請場所を管轄する管理者、消防局又は広域連合長

（代表者）氏名

名 称	
事 務 所 所 在 地 （ 電 話 番 号 ）	
職 業	
（代表者）住所、氏名 及び年齢	
営業所（火薬庫）の所 在地	
販売火薬類（火薬庫） の種類	火薬庫にあつては、 その棟数（ ）
販売営業（設置）許可 年月日及び番号	年 月 日 第 号
廃 止 年 月 日	年 月 日
廃 止 理 由	
火 薬 類 の 譲 渡 先	

様式第3号（第4条関係）（鳥取県様式）

製造保安責任者等選任（解任）届

年 月 日

職 氏名 様

※鳥取県知事又は申請場所を管轄する
管理者、広域連合長又は消防局長

消防局の定める様式を使用してください。

（代表者）氏名

名	称				
事 務 所 所 在 地 (電 話 番 号)					
職	業				
(代表者) 住所、氏名及び年齢					
職務を行う製造所、火薬庫又は消費場所の所在地					
区分 種別	免状の種類、番号及び取得都道府県名	住 所	氏 名	保安手帳番号	保安講習受講年月日
製造保安責任者					
製造副保安責任者					
製造保安責任者の代理人					
取扱保安責任者					
取扱副保安責任者					
取扱保安責任者の代理人					

添付書類 選任の場合にあつては、当該選任した者の免状の写し及び履歴書

様式第4号（第5条関係）（鳥取県様式）

火薬類販売報告書（ 年 月から 年 月）

年 月 日

鳥取県知事 様

（代表者）氏名

火 薬 類 の 種 類	単 位	繰越数量	譲受数量	譲渡数量	残 数 量	譲 渡 内 訳	譲 受 先
工業火薬	kg					砕(採)石	
						土 木	
						その他	
爆 薬	kg					砕(採)石	
						土 木	
						その他	
工業雷管	個					砕(採)石	
						土 木	
						その他	
電気雷管	個					砕(採)石	
						土 木	
						その他	
銃用火薬	kg						
銃用雷管	個						
実 包	個						
空 包	個						
導 火 線	m						
煙 火	個						

様式第5号（第5条関係）（鳥取県様式）

火薬類販売営業許可申請事項変更報告書

年 月 日

鳥取県知事 様

（代表者）氏名

名 称	
事 務 所 所 在 地 (電 話 番 号)	
職 業	
(代表者) 住所、氏名及 び年齢	
営業許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
営 業 所 の 所 在 地	
変 更 事 項	
変 更 理 由	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日

様式第 6 号（第 5 条関係）（鳥取県様式）

火薬庫設置等許可申請事項変更届（変更報告書）

年 月 日

鳥取県知事 様

（代表者）氏名

名 称		
事 務 所 所 在 地 （ 電 話 番 号 ）		
職 業		
（代表者）住所、氏名及び年齢		
火 薬 庫	種 類 及 び 棟 数	
	所 在 地	
設 置 許 可 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号
変 更 事 項		
変 更 理 由		
変 更 前		
変 更 後		
変 更 年 月 日		年 月 日

様式第7号（第5条関係）（鳥取県様式）

火薬庫報告書（ 年 月から 年 月）

年 月 日

鳥取県知事 様

（代表者）氏名

（ 級火薬庫 棟）

火 薬 類 の 種 類	単 位	繰越数量	入庫数量	出庫数量	残 数 量	備 考
工業火薬	k g					
爆 薬	k g					
工業雷管	個					
電気雷管	個					
銃用火薬	k g					
銃用雷管	個					
実 包	個					
空 包	個					
導 火 線	m					
煙 火	個					

注 火薬類を火薬庫を有する販売事業者等に譲渡した場合にあっては、「備考」欄にその譲渡先及び数量を記載すること。

様式第 8 号（第 5 条関係） 取県様式）

火薬類消費許可申請事項変更届

年 月 日

職 氏名 様

※消費場所を管轄する管理者、広域連合長、
又は消防局長

消防局の定める様式を使用してください。

(代表者) 氏名

名 称	
事 務 所 所 在 地 (電 話 番 号)	
職 業	
(代表者) 住所、氏名及び 年齢	
消費許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
消費火薬類の種類及び数量	
変 更 事 項	
変 更 理 由	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日

様式第9号（第5条関係）（鳥取県様式）

火薬類消費報告書（ 年 月から 年 月）

年 月 日

職 氏名 様

※申請場所を管轄する管理者、広域連合長、
又は消防局長

消防局の定める様式を使用してください。

（代表者）氏名

（消費目的の種別： ）

（消費場所： ）

火 薬 類 の 種 類	単 位	繰越数量	譲受数量	消費数量	残数量
火 薬	k g				
爆 薬	k g				
工 業 雷 管	個				
電 気 雷 管	個				
導 火 線	m				

注 消費目的の種別(砕(採)石・土木・その他)ごと及び消費場所ごとに作成すること。

様式第10号（第5条関係）（鳥取県様式）

火 薬 類 所 有 権 承 継 届

年 月 日

鳥取県知事 様

（代表者）氏名

名	称	
事 務 所 所 在 地		
(電 話 番 号)		
職	業	
(代表者) 住所、氏名及び年齢		
承継した火薬類の種類及び数量		
被	住 所	
承	氏名又は名称及び代表者の氏名	
継	所 持 資 格	
者	所持資格に係る許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
火薬類の所有権の承継原因		相続・遺贈・法人合併
承継原因の発生年月日		年 月 日

様式 1（新規一知事免状用）（全火協様式）

×整理番号	
×受 理 日	年 月 日

甲種 製造
乙種火薬類 保安責任者免状交付申請書
丙種 取扱

年 月 日

（公社）全国火薬類保安協会 殿

氏 名
連絡先電話番号

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
合格した試験の 受 験 年 月 日	

注 合格通知原本を添付すること

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式9（書換一知事免状用）（全火協様式）

×整理番号	
×受 理 日	年 月 日

甲種 製造
乙種火薬類 保安責任者免状書換申請書
丙種 取扱

年 月 日

（公社）全国火薬類保安協会 殿

氏 名
連絡先電話番号

免 状	番 号		
	交付年月日	年 月 日	
変 更 事 項	区 分	旧	新
	氏 名		
変更年月日			

注 前に交付を受けた免状及び氏名の変更を証する書面を添付すること

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式 10 (再交付一知事免状用) (全火協様式)

×整理番号	
×受理日	年 月 日

甲種 製造
乙種火薬類 保安責任者免状再交付申請書
丙種 取扱

年 月 日

(公社) 全国火薬類保安協会 殿

氏 名
連絡先電話番号

住 所	
氏 名 生 年 月 日	
再交付を受け ようとする理由	

注 前に交付を受けた免状(紛失した場合を除く)を添付すること。

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

別記様式第一（第2条関係）

火 薬 類 運 搬 届			※ 整 理 番 号		
			※ 受 理 年 月 日		
			届出日 年 月 日		
公安委員会 殿			届出者氏名		
荷 送 人		住 所			
		氏 名			
火薬類の種類及び 数量		種 類		数 量	
運 搬 方 法	区 間				
	運 種 類				
	搬 台 数				
運 搬 期 間		年 月 日から 年 月 日まで			
出 発 地					
到 達 地					
荷 受 人		住 所			
		氏 名			
摘 要					

別記様式第二（第2条関係）

運 搬 計 画 表			
運搬区間			
_____から			
_____まで			
運搬具の種類 (最大積載量)	火薬類の種 類及び数量	運送人の氏 名又は名称	運転者の氏名及 び見張人の員数
運搬の 通路及び 通過日時			
摘要			

(参考)

申立書

火薬類に係る許可申請等における火薬類の取扱者について、火薬類取締法第23条第2項に規定する、取扱い制限を受ける者に該当しないことを申し立てます。

なお、同項後段の取扱い制限を受ける者については、火薬類取締法施行規則第83条に規定する方法により確認しています。

年 月 日

鳥取県知事 又は 申請先の消防局長 様

代表者 住所
氏名